

## 教育委員会定例会日程

平成21年7月23日

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 会議録署名委員の決定

### 4 議 事

#### 日程第1

##### 請願第2号

平成22年度使用中学校教科書の採択についての請願 (教育指導課)

#### 日程第2

##### 請願第3号

教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を求める

請願 (教育指導課)

#### 日程第3

##### 議案第16号

平成22年度使用教科用図書の採択について (教育指導課)

#### 日程第4

##### 議案第17号

全国学力・学習状況調査の取り扱いについて (教育指導課)

### 5 協議事項

(1) 教育委員会事務の点検・評価(案)について (資料1 教育総務課)

### 6 報告事項

(1) 市議会6月定例会の概要について (資料2 教育総務課)

(2) 銅門土塀の剥離について (資料3 文化財課)

### 7 閉 会

平成 2 1 年 7 月 2 3 日

請願第 2 号

平成 2 2 年度使用中学校教科書の採択についての請願

平成21年6月23日

小田原市教育委員会  
委員長 和田 重宏様

平成22年度使用中学校教科書の採択について(請願)

足柄下の教育を考える会  
代表 加藤 哲男  
小田原市中村原 303

1 請願事項

平成22年度使用中学校教科書の採択に当たっては、平成21年6月10日の衆議院文部科学委員会での文科大臣の答弁を踏まえて、改正教育基本法、特に第二条に定める教育の目標等を採択の観点、又は基準として採択を行うこと。

2 請願の理由

1) 私どもは今年4月、貴委員会に対し平成22年度使用が予定されている教科書の採択が、法に従って公正且つ適切に行われることを求めて請願を提出させて頂き、そして同月の定例会にて真剣なご審議いただいたことを感謝しております。残念ながら、その請願は採択されませんでした。私どもが提起した問題点についてはご理解いただいたものと確信しております。

2) その時、提起した問題は請願事項の(2)に関連して、今年の採択と新教育基本法との関係についてです。この時点では市教委の採択の基本方針の審議は行われておらず、5月の定例会にて決定されたものと理解しておりますが、その基本方針の中で、この問題がどのように議論されたか判りません。しかし、市教委事務局は県教委通知をベースに今年の採択は学習指導要領の移行期に当たり、新しく検定申請したのは日本史の教科書一冊で、あとは全て、前回の平成17年採択時のものと同じ教科書だということで、旧学習指導要領によって対処するという立場をとるものと想定し、あの請願事項で問題を提起した次第です。わたし達が訴えているのは、平成17年の前回採択の時は旧教育基本法、そしてその前提にある旧学習指導要領に基づき採択が行われたということです。しかし、今年教育基本法改正が平成18年に行われて、現在、施行されており、その後、新学習指導要領も定められました。この新学習指導要領は平成24年からの全面実施を原則とするも、先行実施できるものは前倒して実施するとの方針も定めており、移行措置を具体的に決めております。その総則で、教科書に関連する項目として教育課程編成の一般方針

は、既に今年の4月から適用されているわけです。その意味で教育基本法改正を核とした教育改善に向けての基本的な方向性は明確になっており、現実には今や、実施の段階に入っております。このように採択の前提にある法的環境や条件が変わっているという厳然たる事実があるのに、教科書の取り扱いだけが旧態前として変則的になっている。採択対象の教科書が旧学習指導要領に基づいて編集され、検定申請されたと言う理由だけで、今年の採択も単純に旧学習指導要領で対応すればよいとするのは、余りにも短絡的で形式的な対応であります。唯、この背景として県教委の指示がはっきりしていないことも一つの原因となっているものと理解しております。

3)新旧の教育基本法は僅か17条、そして11条の短い法律であります。この二つを比較してみますと、新基本法は教育の理念を明確にして、教育行政の基本を規定する意味でははるかに改善され体系的に纏まっており、その第2条では教育の目標を具体的にそして網羅的に謳っており、その理念のキーワードである公共の精神、愛国心、文化伝統尊重、さらに家族、環境等々が示されております。さらに、これらの理念は達成すべき目標として、義務付けられており一目標達成主義を標榜しております。そのうえ学校教育法ではそれらを受けて、義務教育の目標として列記しており、その中には規範意識も謳っております。他方、旧基本法ではこれら理念を何ら謳っておらず、僅かに旧学習指導要領では愛国心そして伝統重視を社会科の項目で謳っているに過ぎません。

4)この問題について、去る6月10日に開催された衆議院文部科学委員会での文科大臣の注目すべき発言が明らかになっています。教育行政のトップに立つ文科大臣の見解の趣旨は、教育基本法等で示す目標等を踏まえて、教科書の提供や検定基準の改善など教科書改善に向かった基本的方向性が示されており、教科書の採択に当たっては、このような基本的方向性を参考にして適切な採択をすることの必要性を指摘して、このような観点での採択を各教育委員会に指導していくとも述べておられます。この発言の全体的な文脈を見ると、この発言は将来の採択のあり方を指しているだけでなく、今年の採択をも念頭においての発言であることは明らかであります。

5)今年採択される教科書は平成22年より、2年間使用されるものですが、それら教科書で学ぶ子供たちにとっては、僅か2年間といえども、彼らの人生にとって掛け替えのない貴重な時間であります。この意味で、新教育基本法の趣旨・目的に最も相応しい教科書を選んで子供たちに提供してやることこそ、教育委員の先生方に課せられた重大な責務であります。子供たちのよりよき未来のために、わたし達市民・住民の代表として、教育委員であることの自覚と使命感とをもって、今年の採択に真摯に対処していただきたいと強く期待いたしております。

5)衆議院文部科学委員会、6月10日の議事録から関係部分の抜粋したものを添付いたします(衆院ホームページから抜粋したもの)。

○岩屋委員長 これより会議を開きます。

文部科学行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房審議官中島明彦君、大臣官房審議官石川和秀君、財務省大臣官房審議官古谷一之君、主計局次長真砂靖君、文部科学省大臣官房長森口泰孝君、大臣官房文教施設企画部長布村幸彦君、生涯学習政策局長清水潔君、初等中等教育局長金森越哉君、高等教育局長徳永保君、高等教育局私学部長河村潤子君、文化庁次長高塩至君、厚生労働省大臣官房審議官杉浦信平君、職業安定局長大槻勝啓君及び社会・援護局障害保健福祉部長木倉敬之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岩屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馳浩君。

○馳委員 おはようございます。自由民主党の馳です。よろしくお願いします。

まず最初に、大臣にお伺いします。きょうのこの私のファッションを見て、どう思いますか。

○塩谷国務大臣 大変すばらしいお召し物で、馳さんによく似合っていると思います。大いにファッションでもリードしていただいて、頑張っていたかだと思います。

○馳委員 人は見た目も中身も大事だなということを言いたいのと、こういう格好でもし私がこれにサングラスでもしていたら、町で出会ったら、余りそばに近づいて友達になりたいとは思わないかもしれませんが、ちょっと宣伝の意味もあって、きょう実は着てきたんですよ。

このワイシャツなんですけれども、実はこれは和服の生地なんです。石川県に伝統工芸品で能登上布という生地がございまして、能登半島の能登に上質の布というふうに書いて能登上布といいます。ところが、伝統工芸品でありまして、和服の生地としてはなかなか売れません。そこで、現代的なデザインも加えて、これはワイシャツに仕立てました。非常に肌ざわりもよく、この季節、非常に風通しもよくて、涼しくてよいんです。実はこういう宣伝もしたかったということでもあります。(発言する者あり)ちなみにこれはちょっとお高くて、三万円ほどして、やはりよいものにはそれなりの値段がかかるという意味もあります。今、茂木先生から幾らするのと言われてたら、どうしても値段を聞いて消費マインドがどうなるかというのも、皆さんの今の反応で私もわかりました。

ただ、よりよいものは少しずつ万人にも受け入れられていくものだな、そういうことを思えば、昔ながらの伝統と文化でこういった商品もございまして、これはやはり、現代に合わせながら販路を拡大していくということも、経済論理からいって必要なことではないかなと。私はきょうモデルになって、能登上布の生地、こういうふうに洋装にも合いますということをちょっと宣伝をさせていただきました。

そして、ファッションの話でありますけれども、私のファッションセンスがよくないことはうちの女房の折り紙つきであります。ただ、形を整えて、同時に人間というのは内面も磨き上げていかなければいけない、この両方のことも言いたかったわけでありまして、冒頭から大臣にちょっと失礼な質問で、申しわけありませんでした。

そこで、きょうは、教育基本法そしてその教育の内容について、ここに入っていきたいと思っております。

教育基本法の改正と教科書検定についてまず伺います。

平成十八年に教育基本法が全面改正をされました。憲法に先立って、占領下につくられた法制から脱却したのものとして評価できると思っておりますが、大臣の見解をまず伺います。

○塩谷国務大臣 教育基本法につきましては、平成十八年に改正をされたわけでございます。教育について以前からいろいろな議論があって、やはり改正をしなければならないという、我が党としても、自民党、あるいは与党、あるいは各政党の議論があって今回改正されたわけですが、時代の変化、例えば情報化とか高齢化社会とか少子化問題、さらには価値観の多様化、あるいは地域の連帯性の欠如、そういったことが社会的な大きな問題になり、そして、かつては、言わなくても、あるいは法律で書かれなくても、ある程度自然と行われてきたような家庭あるいは地域の教育力、こういったものがあえて必要だということを明言することが必要だったし、また、かつての教育基本法についてはどちらかというと義務教育を中心とした内容でありましたので、教育全般についてももう一度改めて、二十一世紀の新しい時代に向かってたくましく、また、心豊かな日本人の育成を目指すためには教育基本法の改正が必要だということで、今回改正されたわけです。

そういう点では、新しい日本の教育ということで私は大変共感をして、これに基づいてしっかりと教育の実行をしていかなきゃならぬと思っているところでございます。

○馳委員 改正教育基本法の第二条では、知徳体、公共の精神、職業倫理、自然や生命や環境を大切にす、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するなど、教育目標が明記されました。この目標に従って教育の内容も教科書の内容も大きく変わる必要があると思いますが、文部科学省としては、改善すべき最大のポイントは何だと考えていますか。

○清水政府参考人 御指摘の改正教育基本法第二条では、第一条の教育の目的を実現するために、教育の目標として重要と考えられる具体的な事柄が、委員御指摘のように規定されているわけでございます。

この教育の目標については、初等中等教育のみならず、高等教育など学校教育、あるいは社会教育、家庭教育と、あらゆる教育活動を通じて実現を目指すべきものであるというふうに解されております。

とりわけ小中高等学校におきましては、基本法改正で明確になった教育の理念を踏まえ、学習指導要領が改正され、本年度から小学校で一部先行実施されているところでございます。

さらに、教育振興基本計画の着実な実施を図るため、「新しい日本の教育 今こそ実行のとき！ ～元気あふれる教育によって日本の底力を回復する～」として、生きる基本の徹底など、重点的に取り組むべき七つの事項、さらには、「心を育む」ための五つの提案 ～日本の良さを見直そう！～ということで、去る二月、大臣より明らかにしたところでございます。

文部科学省としては、これらを通じて改正基本法の理念の実現に努めてまいりたいと考えております。

○馳委員 文部科学省は、平成二十年度に中学校の教科書の検定を受け付けました。教科書会社各社は、改正された教育基本法を生かした教科書を検定に提出しましたか。

○金森政府参考人 平成二十年度は、現行の学習指導要領のもとで平成二十二年度から使用される中学校の教科書の検定を受け付けましたが、改正教育基本法を踏まえた新しい学習指導要領に基づく教科書検定が中学校では平成二十二年度に行われる予定でございますことから、多くの教科書出版社は、この新しい学習指導要領に基づく教科書の作成に力を注いでいたものと思われ、実際に平成二十年度に申請がございましたのは、社会、歴史的分野についての一社のみでございました。

○馳委員 せっかく教育の根本理念を指し示す法律が変わったのに、教科書会社が教科書をつくり直すことに慎重であることは、社会的な責任を負っている教科書会社として無責任であると思います。

文部科学省は教科書会社に、新たなる教育基本法に基づいた教科書を検定に提出するようにと指導しなかったのでしょうか。

○金森政府参考人 平成二十年度の教科書検定は、平成十年に告示をされました現行の学習指導要領に基づく教科書の検定でございまして、それに対して新たな教科書を作成して検定の申請をするかどうかは、発行者の判断によるところでございます。

改正教育基本法を踏まえた新しい学習指導要領に基づく教育が、小学校では平成二十三年度から、中学校では

平成二十四年度から完全実施をされますことから、その際使用される教科書の検定は、小学校では平成二十一年度、中学校では平成二十二年度に行われる予定でございます。

各教科書出版社は、それに向けて新たな教科書の著作、編集を現在行っているところでございます。

○馳委員 理屈はわかりましたが、私が主張しているところは、平成十八年に教育基本法が全面改正をされた、それによって教育振興の基本計画がつかられ、学習指導要領の見直しに入っていたこの流れを、文部科学省も、全国的にやはり教科書会社にも協力を求めながら取り組むべき姿勢が必要ではないかという指摘であります。

さて、唯一検定に申請した自由社の「新編新しい歴史教科書」については、改正教育基本法の理念が反映されているとお考えでしょうか。塩谷大臣には、先週、市販されているこの教科書をお渡しをしております。お答えください。

○塩谷国土大臣 馳委員から自由社の教科書をいただきまして、目を通させていただきました。

いずれにしましても、二十年度の検定、この一社ということで、それなりに教育基本法の改正を踏まえて取り組んでいただいたと思っております。

いずれにしましても、採択に向けてまた各教育委員会の調査等ありますので、個別の教科書がどうのこうのということのコメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、今回の教育基本法の改正に伴って、教育の目的とか方針に基づいて今回の教科書が作成されたということだと思っておりますし、教科書検定審議会の審査を経て実施されたものでございますので、教科書としては採択に値するものだと思っておりますし、特に、市販本ですから、特別寄稿の寛仁親王の文章とかほかのいろいろな方々の文章がああやって一緒に中に入っているということは、市販本としても非常に興味深く読ませていただきました。

○馳委員 ちなみに、まだお読みのない委員の皆さん方もいらっしゃるので一言つけ加えると、冒頭に、特別寄稿で「天皇と日本」、寛仁親王の特別寄稿があるんですね。皇族の方としては極めて異例な寄稿文、文章ではないかな。私も、こういう公的な場でありますからそれ以上の言及は避けたいと思いますが、読み物としてぜひ御一読をいただきたいということだけ申し上げます。

さて、ことし四月九日、自由社の歴史教科書が検定に合格した際に、韓国政府が抗議声明を発表したと日本国内で報道されています。文部科学省の検定合格発表は四月九日であり、その内容を韓国政府がどのようにして知ったのかは不思議な話であります。日本政府が事前に伝え、お伺いを立てたのでしょうか。お答えください。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、四月の九日に、韓国政府は外交通商部のスポークスマンの声明というのを発表してございます。日本と韓国との関係は非常に緊密でございますので、一応いろいろな連携をしております。緊密に連絡をとり合っております。逐一についてはここでは差し控えさせていただきます。

事実関係で申し上げますと、文部科学省が検定合格発表をされたのが四月九日の午前中ということでございまして、韓国のこのスポークスマン声明というのは、同日の午後ということになってございます。

○馳委員 報道によりますと、韓国外交通商省は、日本の青年がねじ曲げられた一部の歴史教科書を通じ誤った歴史観を持つ可能性を深く憂慮するとし、新しい歴史教科書をつくる会が主導した自由社の中学歴史教科書が検定に合格したことに強く抗議し、検定の抜本的な修正を求める報道官声明を発表したとのことであります。この報道が事実であるとすれば、明らかな内政干渉だと思えます。

韓国政府から我が国の外務省あるいは文部科学省に対して、その後、具体的にどのような働きかけがありましたか。お伝えください。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、四月九日に今の御指摘のスポークスマンの声明が発表され、委員御紹介のような内容のことが記述をされておりました。それからまた、同様に、同じ日でございますけれども、外交ルートを通じまして同じような内容の申し入れが韓国政府からあったというのが事実関係でございます。

○金森政府参考人 御指摘の韓国政府の声明につきましては、私ども、外務省を通じて承知したところでございますが、文部科学省に対して直接の働きかけはございませんでした。

○馳委員 そのような働きかけに対して、外務省あるいは文部科学省はどのような対応をしましたか。具体的にお伝えください。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、外交ルートを通じましてそのような申し入れがありました。その際の日本側からの応答ぶりを御紹介をいたします。

「我が国の教科書検定は、文部科学省によって、民間が著作、編集した図書について、学習指導要領や検定基準に基づき、教科書検定審議会の学術的、専門的な審議を経て、厳正に実施されるものであり、平成二十年度の検定においても慎重な審査が行われたと承知しております。」という受け答えを主にしております。

いずれにしましても、こういういろいろな形で外交ルート等を含め申し入れがございますけれども、今の申し上げたような立場を累次にわたり韓国側には返答しておりますけれども、今後ともそういう努力を続けていきたい、このように思っております。

○金森政府参考人 御指摘の件につきましては、韓国政府から文部科学省に対して直接働きかけはございませんでしたので、私どもとして直接特段の対応はいたしておりません。

○馳委員 韓国外交通商省からこのような声明が出される背景には、宮沢官房長官時代の近隣諸国条項が影響を与えていると思いますが、大臣の見解を伺います。

○塩谷国務大臣 御指摘の規定につきましては、我が国と近隣アジア諸国との相互理解、そして相互協調を進める上で、教科書の記述が適切となるよう、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされるということとなっております。

教科書検定につきましては、この規定も含めた検定基準全体を審査の基準として専門的、学術的な審査が行われてきたところでありまして、今回の規定が韓国に影響ということは、私の立場からは申し上げる立場にありません。

○馳委員 麻生内閣としては、近隣諸国条項を見直すつもりはありますか。

○塩谷国務大臣 学校教育におきましては、国を愛する心や我が国の歴史に対する理解を育てるとともに、国際理解あるいは国際協調の精神を養うことが重要でありまして、例えば、中学校の学習指導要領の社会科、歴史分野においては、我が国と諸外国との歴史や文化が深くかかわっていることを考えさせることとともに、国際協調の精神を養うこととされております。

また、教科書検定におきましても、昭和五十七年に近隣諸国条項ということで、教科書の記述がより適切になるように、近隣諸国との国際理解、協調の見地に配慮する旨の新たな検定基準を設けているわけでございまして、文部科学省としては、今後とも、学習指導要領や検定基準に基づいて適切に教科書検定を行ってまいりたいと考えております。

○馳委員 適切にというのは、近隣諸国にとって適切なのか我が国の国民にとって適切なのか明確ではありませんので、もう一度お答えをいただきたいと思えます。

○塩谷国務大臣 我が国の学校教育におきましても、先ほど申し上げましたように、当然ながら、国を愛する心あるいは我が国の歴史に対する理解を育てるとともに、やはり国際理解と国際協調の精神を養うことが重要であると考えておりまして、そういう観点から適切にということでございます。

○馳委員 もう一点、教科書の内容に関係の深いものとして、河野官房長官が出した、いわゆる従軍慰安婦に関する河野談話があります。



当時の石原官房副長官の証言、これは、一九九七年、文芸春秋における櫻井よしこ氏のインタビューを引用しますが、これにより、この談話は政治的な談話であると指摘されています。

日本政府として、河野談話をそのままにしておくつもりでしょうか。大臣の見解を伺います。

○塩谷国務大臣 大臣の立場としてその問題にお答えする立場にありませんが、政府の基本的な立場としては、この平成五年の河野官房長官談話を継承するものであると考えております。

総理も国会答弁においてそのように答弁しておりますので、今の段階では、そのまま継承していくということであると理解しております。

○馳委員 後で大臣には文芸春秋のこのインタビュー記事をお届けしますので、改めてよくお読みいただきたいと思っております。

さて、ことしは中学校の教科書の採択が行われ、各地の教育委員会が選定資料を策定しています。この選定資料は、教科書の評価に値し、教育委員会の採択の基礎資料となります。

この選定資料の作成に当たっては、四年前の資料をそのまま流用することのないようにすべきと考えます。なぜならば、新しい教育基本法が制定された以上は、その理念を踏まえた評価の尺度が必要であるからです。大臣の見解を伺います。

○塩谷国務大臣 教科書の採択につきましては、各採択権者の判断と責任で適切に行うべきものと考えております。

教科書の内容については十分な調査研究が必要であるわけでございまして、本年度の採択対象となるのは、平成二十二年度使用中学校用教科書の「社会」は九点であり、そのうち、新たな検定を経たものは先ほどお話しがあった一点であるわけでございまして、この「社会」につきましては、各採択権者の責任により、採択手続を簡略化することなく、教科書の内容について調査研究を行うよう指導しているところでございます。

○馳委員 新たに選定資料をつくる際に、四年前の資料に自由社の評価をつけ加えるというやり方は不公平だと思いませんか。

○金森政府参考人 教科書の採択に当たっては、それぞれの地域の児童生徒にとって最も適した教科書を採択することに資するよう適切な選定資料を作成するなど、採択権者である教育委員会などが綿密に調査研究を行う必要があると考えております。

平成二十二年度より使用される本年度の中学校社会、歴史的分野の教科書採択に当たっても、採択対象となる九点の教科書の内容について適切に調査研究を行うことが必要と考えております。

○馳委員 もう一度お尋ねします。

改正教育基本法の教育の目標に基づき、どの教科書がふさわしいかという評価のあり方が必要だとは思いませんか。大臣の見解をお尋ねします。

○塩谷国務大臣 教科書の改善につきましては、昨年十二月の教科書検定審議会報告におきまして、教育基本法等で示す目標等を踏まえた教科書の提供や検定基準の改善など、教科書改善に当たっての基本的方向性が示されたわけでございまして、教科書の採択に当たっては、このような基本的方向性を参考にして十分な調査研究が行われ、適切な採択が行われることが必要だと考えております。

こういった観点から、適切な採択が行われるよう、各委員会に対しても指導してまいりたいと考えております。

平成 21 年 7 月 23 日

請願第 3 号

教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を  
求める請願

請願者 日本会議神奈川西湘北支部 支部長 小泉朝雄  
伊勢原市伊勢原 1-20-11  
足柄上の教育を考える会 代表 長坂祥夫  
大井町金子 2984  
足柄下の教育を考える会 代表 加藤哲興  
小田原市中村原 303  
秦野市の教育を考える会 代表(事務局) 田村元男  
秦野市曲松 2-5-4

教育基本法及び学習指導要領に最も適合している  
中学校歴史教科書の採択を求める請願

1. 請願事項

今回の、「通常の」採択手続きによる、中学校歴史教科書の採択に際し、教育基本法の目的および学習指導要領の目標・内容等に最も適合しているかどうか、別添資料「中学校歴史教科書の内容比較」を精査、参考とされて、採択すべき教科書を決定していただきたくお願いいたします。

2. 請願の理由

(1) 教育の目的および目標

教育基本法によると、教育目的を、「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成」とし、教育の目標としては、「伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うこと」などと定められました。

また、現行の学習指導要領の社会(歴史的分野)の目標は、「我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め国民としての自覚を育てる」、「歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重する態度を育てる」、「様々な資料を活用して歴史的事象を多面的、多角的に考察し公正に判断する」、などと規定されています。

(2) 上記(1)項に基づいての清水書院および扶桑社発行の歴史教科書の比較

教科書採択の基準は、申すまでもなく基本的に、学習指導要領の「目標」や「内容」、「内容の取り扱い」に照らして、最もこれらに適合している教科書を選ぶべきであります。

また、対象とされる各社の教科書は、当然、文部科学省の検定に合格をしています。

したがって、検定に合格しているのだから、どこの出版社の教科書を採択してもよいではないか、という論説を聞くことがあります。しかし、合格したからといっても、各社の教科書の記述内容には必ず差があり、優劣がありますから、上述のように学習指導要領の目標等を基準にして、最も優れた教科書を選ぶことが、生徒と教師にとって、教育目標を達成する王道であろうと考えます。その意味で、同時期に検定をパスし本市で使用中の清水書院発行の教科書と、同様に各中学校での使用実績がある扶桑社の教科書との比較を、改めて綿密に行いました。

扶桑社版を清水書院版の比較対照に選んだ理由は、扶桑社版が教育基本法及び学習指導要領の目標等によく適合している教科書であると思われますし、歴史の背景、明暗などをバランスよく、起伏に富んだ連続した物語ふう記述していて、読んで興味がわくなど、清水書院版と対極的な教科書と考えられるからです。

一例をあげますと、扶桑社版には詳しく記載されている郷土の偉人である、「二宮尊徳」の偉業と人物像が、清水書院版は全く載せていませんし、同様に日本の存亡をかけた日露戦争の記述を見ても、バルチック艦隊を全滅させて世界の海戦史を飾る「日本海海戦」も、「東郷平八郎」の名前すらも載せていません。それでいて、条約で合法的に取得した領土なのに「中国、ロシアからも領土を奪った」と書いています。

これに類した記述は各所にあるのですが、詳細は、別添資料「両社の教科書の内容比較」を、ご参考としてご覧になってください。

調査期間の関係で、限られた比較項目ではありますが、詳しく目を通してみますと、清水書院版の記述内容は、どう見ても偏向した立場にたっていると思わざるを得ない箇所が多く、日本側の史実に冷淡だったり、誹謗したり、説明不足だったり、書くべきことを書かなかったり、日本は悪い国だと思わせる所もあって、「我が国の歴史に対する愛情を深める」には、ほど遠いものではないかと考えられます。誤解されないよう申し添えますが、清水書院版に不利になるように、比較する項目を選んだわけでは決してありません。

このような私達の評価が、果たして公平、妥当といえるかどうかも含めて、貴教育委員会としてのご判断をいただき、採択に反映されますことを希望いたします。

また、調査員、採択検討委員の方々も、この請願書と別添資料に目を通され、改めて慎重な審議をされますよう、貴教育委員会としてのご配慮をいただきたく、よろしく願います次第です。

なお、付言しますと、前回（平成17年度）の採択の際、「扶桑社版は、戦争賛美の教科書だ」という類の、大々的な内外の諸団体・組織から誹謗、中傷宣伝がありました。念のため、このことについて触れますと、戦争賛美めいた記述などを、この教科書から見出すことは出来ません。

例えば、韓国併合（p170）、21ヶ条要求（p181）、満州事変（p196）・・・「アジア諸国と日本」（p206）などを、虚心にご覧いただければ、ご理解が得られるものと思います。

以上

# 現行中学校歴史教科書 内容比較表

| 清水書院 新中学校 歴史 (改訂版)   | 扶桑社 新しい歴史教科書 (改訂版)  |
|--|---|
| <p>1. 大和朝廷と東アジア<br/>                     &lt;清水書院 p.34~35&gt;</p> <p>「ヤマト王権の支配」との項目で、当時の国内情勢を述べたあと「朝鮮半島への進出も図り、その正当性を認めてもらうために中国皇帝への使いを何度も送った。また、中国や朝鮮半島の進んだ文化を積極的に取り入れ、倭に移り住んだ人びとを重要な役職に用いた。」ということと、「渡来人は土木技術、鍛冶、土器、機織りの技術を伝え、また、漢字や儒教、仏教も伝えられた」と平板に記述するのみで、簡単すぎて、生徒にとって生き生きとした興味もわかない叙述と思われる。</p> <p>また、学習指導要領では、ヤマト王権がか支配という文言ではなく、「国家が形成されていく過程のあらましを、・・・大和朝廷による統一を通して理解させる」と記している。然るに、これを無視した記述である。</p> | <p>&lt;扶桑社 p.32~33&gt;</p> <p>まず、「百済を助け高句麗と戦う」の項で、当時の朝鮮半島の国々や日本、中国の情勢を述べた上、(当時の中国・朝鮮半島・日本の地図を掲載、清水書院版にはない。)[4世紀後半、強大になった高句麗が百済を攻撃、百済は大和朝廷に助けを求めた。日本列島の人々はもともと貴重な鉄の資源を求めて半島南部と深い交流をしていたので、大和朝廷は朝鮮に出兵し、高句麗と激しく戦った。高句麗の広開土王の碑文(著名であるにも拘らず、なぜか清水書院版には載せてない)にはこのことが記されている、]と書いて、碑文の写真と、碑文の一部の図版、抄訳文を載せている。また、大和朝廷は半島南部の任那(加羅)に拠点を築いたこと、高句麗は百済の漢城を攻め落としたが、百済と大和朝廷の抵抗にあつて、半島南部の征服は果たせなかつたことも記述している。</p> <p>このように本文は物語風に背景、史実の目的・理由、経緯、結果などを分りやすく記述していて、清水書院版のような、断片的史実の記載、説明不足などが無い。一方、扶桑社版は、バランスのとれた、判りやすい、充実した記述だ。</p> <p>次いで、「倭の五王による朝貢」の項では、敢えて大和朝廷が漢民族の南朝の朝貢国になったのは、高句麗に対抗し、朝鮮南部とのつながりを維持するためであったとし、そのことをうかがわせる手紙(武一雄略天皇と考えられる一が中国皇帝に送ったもの)を掲載している。</p> <p>続いて「新羅の台頭と任那の滅亡」と続き、最後に「帰化人と仏教の伝来」の項目としている。</p> <p>ここでは、大和朝廷が朝鮮半島の政治に積極的に関与した結果、朝鮮</p> |

半島を通じて、中国の進んだ文化が日本にもたらされた、と記し、中国や朝鮮半島から一族や集団で日本に移り住んだ帰化人（渡来人）が、いろいろな先進技術を伝えたことも具体的に書いている。

「また、6世紀には、百済の王が日本の支援を求めたさい、仏像と経典を大和朝廷に献上し、仏教が日本に伝来した」と記述して、百済と大和朝廷とのギブ・アンド・テイクの関係を明確にしている。

<扶桑社 p34-37>

記載項目は、ほぼ清水書院と同様だが、いずれの項目についても背後関係を含めて説明が行き届き、理解しやすい。例えば十七条の憲法は全文を掲げ、現在にも通じる徳目をも見ることが出来る。

「豪族が争いをやめ、和の精神を持ち、公に奉仕する役人の心構えと国家の理想が示され、和を重視する考え方は、その後の日本社会の伝統となった」と記述している。

「遣隋使の派遣」の項では、隋の皇帝にあてた手紙には有名な「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙なきや」と書き、対等の立場を強調することで、隋に決して服属しないという決意を表明したと明確に述べている。

3回目の遣隋使を派遣した時の手紙は、熟慮の結果「東の天皇、敬しみて、西の皇帝に白す」と書いて、隋の立場に配慮しつつも両国が対等であることを表明し、「日本が大陸の文明に吸収されて、固有の文化を失うことをさげすまなかった」と記述している。また倭王でなく、日本の自立の姿勢を示す天皇の称号は、その後も使われ続け今日に至っているとも書いていて、中国との関係を背景などを含めて興味深く、分りやすく説明している。

全文の記述を通じて、聖徳太子は、まさに古代日本人の最高に位置する人物であり、優れた思想家・政治家であったことが、子ども達にも親しみを持って理解されるに違いない。

2. 聖徳太子について

<清水書院 p37>

本文1頁のなかに、写真・図版類を配置し、残りのスペースに16行の文章で冠位十二階、十七条の憲法、法隆寺、(飛鳥文化)、小野妹子(遣隋使)と詰め込んだために、いずれも簡略な記述で終わっている。日本史上最古の偉人の業績についての記述としては粗略な扱いだと思われるし、説明不足だ。

また、資料「17条の憲法」には5カ条しか載せていないので、最初の貴重な憲法であるのに全貌が不明である。さらに、「中国と対等な関係をむすぼうと、小野妹子らを使節として隋に派遣し・・・」とあるが、背後関係の説明がないから「対等」の意味がわからない。

「日出づる処の天子・・・」の記述も記されていない。

### 3. 古事記 日本書紀 万葉集

〈清水書院 p 45〉

この項の全文は次の通り本文で計10行と、例によって簡略だ。

「朝廷では、皇室や貴族などに伝えられていた神話や伝承・記録などを、天皇を中心とした国の成り立ちとしてまとめなおし、8世紀はじめに『古事記』や『日本書紀』をつくった。さらに、国ごとに、地理や産物、伝説などをまとめた『風土記』をつくらせた。和歌もさかんになり、約4500首の歌を集めた『万葉集』がつくられた。作者には天皇・貴族が多いが、農民や防人もいて、おおらかな感情をすなおに力強く表現したうたが多い。『万葉集』では漢字の音・訓を用いて日本語をあらわした万葉がなが使われている。」で終わっている。

なお、p43に資料欄があり、「農民の苦しさ」とつけた題で貧窮問答歌を（「万葉集」一部要約）として載せている。内容は暗い陰惨な情景を詠ったもので、上記の「おおらかな感情をすなおに力強く表現したうたが多い」に反する歌を選んでいる。これでは、子ども達は「万葉集」を誤解しないか。

### 4. 元寇

元寇は、わが国がはじめて直面した未曾有の国難といえる。これに対する両社の記述はどうか。

〈清水書院 p 66〉

「フビライは、日本も従えようとして、皇帝の国書を高麗の使者にもたせたが、教権北条時宗はこれを見を無視し、御家人に九州の守りをかためさせた。」と、ここでも簡単に、事務的に記述している興味をわかず、歴史に不誠実だとさえ思える。また、ここでは「フビライは日本を従えようとして」と書いているが、一方で、「秀吉の朝鮮侵略」（p 99）と書いている、まさにダブルスタンダードの見本だ。

〈扶桑社 p30 44 46 49〉

読み物コラム (p30) として一頁にわたって、わが国の最も古い歴史書である古事記や日本書紀に基づき、大和朝廷のおこりに関するの伝承と、初代天皇とされる神武天皇をめぐる物語に興味深くえがかれている。この物語は、主に神武天皇の東征についてであり、さらに、2月11日の建国記念の日のいわれとか、日本サッカー協会のシンボルマークである3本足のカラスのことも分りやすく述べている。

これらの伝承・物語は、清水書院版では全くみることができない。学習指導要領では、内容の取り扱いの項で、「・・・神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること」と記されているのに、無視なのか。

p 44の本文には奈良時代に律令国家の仕組みが整ってからの「古事記」「日本書紀」完成の経緯や、目的などが簡潔に記述されている。P 49には「万葉集」についての記述があり、おおらかな描写と感性に満ちた舒明天皇作「国見の歌」を掲載するとともに、著名な歌人としての柿本人麻呂、山上憶良、大伴家持などの名を挙げている。なお、これらの歌人の名も、清水書院版にはない。

〈扶桑社 p 70〉

「フビライは、東アジアへの支配を拡大し、独立を保っていた日本も征服しようとしてくわだてた。

フビライは、まず日本にたびたび使いを送って、服属するよう求めた。しかし、朝廷と鎌倉幕府は一致して、これをねわつた。幕府は、教権の北条時宗を中心に、元の襲来に備えた。」と書き、側注に、亀山上皇が、元軍への勝利を祈願して神社に納めた「敵国降伏」の書を掲載している。両社の記述を比較して、清水書院の朝廷軽視、内容の不十分さなど、両社版の違いがよくわかる。

<清水書院 p 66>

「1274 (文永11)年、高麗軍を従えた元軍が対馬などをへて北九州に攻めよせた。幕府軍は、元軍の集団戦法や火器に苦しめられたが、元軍は博多湾から上陸した夜に暴風雨に襲われて引き上げた。

文永の役)。・・・1281(弘安4)年、元は高麗軍と降伏させた宋の軍(江南軍)を率いて、北九州におしよせた。幕府は御家人でない武士も動員して防戦し、元軍の上陸をはばんだ。元軍は、高麗軍や江南軍の寄せ集めでまとまりがなく、暴風雨が吹き荒れて舟がほとんど沈んだこともあって、ふたたび引き上げた(弘安の役)。」

これでは、元軍敗退の原因は、暴風雨という偶然のためといわんばかりであり、勇戦した武士の功績を評価しようとする記述が全くない。こうした先人の功績を学ばずして、学習指導要領の目標の一つである「わが国の、歴史に対する愛情を深め」ることなど、どうしてできようか。

5. 秀吉の朝鮮出兵

<清水書院 p 98 99>

「秀吉の対外政策」の項目で、「明への侵略」、次頁で「秀吉の朝鮮侵略」と書いているが、当時の戦争は領土獲得が常套手段であり、「侵略」という二十世紀の価値観をもちこんで、中世の国家間の戦争に適用することは歴史教科書の立場としては許されないことである。

<扶桑社 p 70 71前半>

「元軍は、1274 (文永11)年と、7年後の1281 (弘安4)年の2回に渡わたって、大船団を仕立てて日本をおそった。日本側は、略奪と暴行の被害を受け、新奇な兵器にも悩まされた。

然し、鎌倉武士は、これを国難として受けとめ、よく戦った。また、2回とも後に『神風』と呼ばれた暴風雨におそわれ、敗退した。こうして日本は、独立をたもつことができた。」

対馬・岩波での略奪と残忍な暴行、殆ど島の全員の虐殺が行われたが、このような被害状況の描写は清水書院版にはない。

さらに、コラム「歴史の名場面―蒙古襲来」として、p71上半分を使って、元軍の勢力や戦いぶり、戦況、武士の勇猛ぶりなど迫力をもって活写している。

要約すると、文永の役では元軍は約3万の兵、900隻の舟、弘安の役では、14万、4400隻。その戦法は、太鼓やドラを打ち鳴らし、毒を塗った矢と火器を使って攻めるというもの日本側は、夜の闇にまぎれて敵の舟に乗りつけ、さんざん斬り回ったあげく、舟に火をつけて引き上げた。御家人の勇戦や暴風雨に加えて、元軍が海を渡っての戦いになれてなかつたことや、モンゴル人以外の兵が多く交じって、元軍が海を渡っての戦いになれてなかつたことも、日本の勝利の一因となった。

なお、上方に、図版「蒙古襲来絵詞」のなかの「モンゴル人と戦う御家人」と写真「現在に残る石 罌」及び「敵国降伏の書」を掲載している。一方、清水書院版では、横上方に「蒙古襲来絵詞」のなかの「恩賞を要求する武士」を載せている。

<扶桑社 p 96 97>

「朝鮮への出兵」と伝統的な用語を踏襲して、その概要を記しているが、要点をおさえていて、わかりやすい。加藤清正や小西行長らの武将もでてくる。朝鮮側の李舜臣の活躍、民衆の抵抗、「2度にわたる出兵により、朝鮮の国土や人々の生活は著しく荒廃した。この出兵に莫大な



日本は悪いことをしたという、誤った予断を生徒に植え付けることにもなる。一方、前述の元寇の項では、「フビライは日本も従えようとして・・・」と書き、「侵略」とはしていない。これでは、ダブルスタンダードの誘りはまぬかれないうし、日本だけを指弾しているような表現で当をえていない。

また、自国の英雄、加藤清正などを無視して朝鮮の英雄（李舜臣）のみを紹介したりしている。

「朝鮮水軍の亀甲船」の写真を掲げ、秀吉軍を苦めたたと説明しているが、日本側のエピソードの類は一切説明していない。さらに、秀吉軍の攻撃によって生じた朝鮮側の被害の多いことは書いているが、元軍の暴虐ぶりは、全く書いておらず、バランスを失っているように。

## 6. 江戸時代の社会

近年、江戸時代像は大きく転換し、平和で安定、豊かな生活と文化が生まれた明るい時代として評価されるようになったと言われている。さて、両社の歴史教科書は、この時代をどのように描いているのだろうか。

<清水書院 p104>

まず上段側注で少女に“江戸幕府はどのように民衆を支配したのだろうか？”言わせているが、この支配とか支配者という言葉がこの教科書には多く（ヤマト王権の支配など）ここでは、マルクスの階級闘争史観に立脚しているのではなからうかと懸念される。

冒頭の「身分制度」の項で、「上下の秩序を重んじる朱子学をもとに武士による支配を正当化した。」とし、武士と百姓、町人さらに「えた」「ひにん」という身分がおかれ、すべての人びとが身分・職業居住地を固定され、社会的な上下関係に組みこまれた。」さらに、「こうした身分制度は、武士の支配に都合よく利用された」とし、側注では「武士は、全人口の10%にも満たなかったが、支配者として大きな権力を持ち、名字を名乗ること、帯刀、切捨御免などが許された」とまで記している。

費用と兵力をついやした豊臣家の支配はゆらいだ。」と日本側と朝鮮側に対し、バランスよく書いている。

また、コラム「秀吉とフェリペ2世」で、両者は同時代人であったこと、秀吉の朝鮮出兵とスペインの明征服の企てが、パラレルな行動であったことを暗示させる記述となっている。

すなわち、アジアに派遣されたスペイン宣教師たちが、中国の武力征服と、日本の利用価値を書簡で、絶頂期のフェリペ2世に説いたことだ。

しかし、期せずして秀吉と同じ1598年にこの世を去ったので、征服計画は実現しなかった、と記している興味深い。

<扶桑社 p108>

「身分制度」の項で、「・・・武士と百姓・町人を区別する身分制度を定め、平和で安定した社会を

作り出した。武士は、統治をになう身分として名字・帯刀などの名譽を持つとともに、治安を維持する義務を負い、行政事務にも従事した。」「・・・このように、異なる身分の者がどうしが依存し合いながら、戦乱のない江戸時代の安定した社会を支えていた。」また、「ただし、武士と百姓・町人を分ける身分制度は、必ずしも厳格で固定されたものではなかった。」と記述し、清水書院版の記述とは正反対である。

さらに、p109上段のコラム「身分制度と百姓・町人」で、「江戸時代の身分制度は職業による身分の区分であり、血統による身分ではなかったから、その区分は厳しくなく、百姓や町人から武士に取り立てられた者も、反対に武士から町人になる者もいた。」として、上記の本文を

これでは、武士道を奉じた当時の武士の存在を無視した記述であり、生徒たちに武士を誤解させよう。

また、当時の総人口の約1.5%に過ぎない「えた」「ひにん」についてのみ、詳しい説明を加えていることも、バランスを欠いている。

<清水書院 p105 >

「農民のくらしと町人」の項で、「幕府や藩は、・・・農民を5戸ずつにまとめた五人組をつくらせ、たがいに監視させ、年貢納入や犯罪防止に連帯責任をとらせた。」と記している。

#### 7. 大日本帝国憲法の制定

学習指導要領で「当時、アジアで唯一の立憲制の国家が成立し、議会政治が始まったことの意味に気付かせるようにすること」と記されている。

<清水書院 p159-161 >

憲法の要点を簡略に述べてはいるが、資料の中で憲法の6か条だけを挙げて、第4条、55条、55条、5条を記していない。また、「憲法発布の日」の題名で、あるドイツ人の日記を引用して、『憲法発布の準備に言語に絶した騒ぎを演じているが、こつけないことには、誰も憲法の内容を知らないのです』と、憲法制定そのものを揶揄した文章を、わざわざ掲げている。

補強している。

<扶桑社 p109 >

「村と百姓」の項で、「村人は五人組に組織され、年貢の徴収や犯罪の防止に連帯責任を負った。村には、ゆい、もやいなど、さまざまな相互扶助の慣行があり、没落した農家に協力して再興することもあった。」と、広い視点からバランス面も記し、内容が充実しているというバランスもとれている。

<扶桑社 p159-161 >

憲法の9か条が記されていて、重要事項を一通り知ることが出来る。p160下段に「憲法を賞賛した内外の声」として、政府批判の論陣を張っていた新聞も、『聞きしに優る良憲法』『実に賞賛すべき憲法』などとたたえた。イギリスの新聞は、『東洋の地で議会制憲法が成立したのは夢のような話だ。』イギリスのある学者は、『古来の歴史と習慣をもととした穏健な立場でつくられたことが、最も賛成できる点である。』ドイツのある法律家は、『議会を両院に分けた知恵を高く評価する。どの国でも下院（衆議院）は急進的になるものだが、その暴走による社会不安を和らげるには、国に対する責任感と良識のある人びとからなる上院（貴族院）が欠かせない。』と紹介している。

これらは、学習指導要領の目標にある「様々な資料を活用して歴史的事象を多面的、多角的に考察し、・・・」を実践しているといえる。

## 8. 教育勅語の発布

<清水書院 p 161>

「国民教育の制度」の項目で、「政府は学校令を出して、・・・その一方では、天皇の教育勅語をこれらの学校に下し、儀式のたびにこれを朗読させて、生徒達の中に忠君愛国（天皇に対し忠義を尽くし、国を愛すること）の精神を植えつけようとした。」と記述している。

この記述は、教育勅語に書かれている徳目を素直に理解しようとするのではなく、特定史観で曲解し、貶めていて、生徒への悪影響が懸念される。このような偏向した記述が、よくも検定をパスしたものであると思う。

教育基本法に基づいての改正教科書検定制度のもとでは、かかる記述では合格することはあるまい。

## 9. 日露戦争

<清水書院 p 166~167>

日本の存亡をかけ、国民が総力をあげて戦った戦争であったにもかかわらず、凶版類とも、僅か1頁半に押し込められているから簡略すぎるし、また、その内容に疑念を持つ。まず、この戦争へいたる日本の危機感が全く読み取れない。戦争の経過説明も殆どなく、バルチック艦隊を全滅させ、世界の海戦史を飾る日本海海戦も、英雄として称賛されている東郷平八郎の名前すらないのには驚かされる。

さらに、日本が勝利したことがどこにも書いてないのだ。本文の要所を転記すると、「この日露戦争は、はじめ日本に有利に進んだが、日本は武器・食糧などが乏しかったため、外国から借金をしてようやく続ける状態だった。また、ロシアも本国で革命の気運が高まったため、早く戦争を終える必要があった。そこで翌年、アメリカ大統領の仲介で条約がむすばれ、ロシアは日本に、①韓国における指導権を認め、②遼東半島南部の旅順・大連租借権と長春以南の鉄道を譲り、③樺太（サハリン）の南部をゆずることにした。（ポーツマス条約）。」と、これだけの記述で終わっている。

<扶桑社 p 161>

「教育勅語の発布」の項で、「1890年、議会の召集に先立って、天皇の名によって『教育に関する勅語』（教育勅語）が発布された。これは、父母への孝行や、学問の大切さ、そして非常時には国のために尽くす姿勢など、国民としての心得を説いた教えで、近代日本人の人格の骨髄をなすものとなった。」と、要点を真つ當に記述している。さらに横上段に、教育勅語の骨子を掲げていて理解がしやすい。

<扶桑社 p 166~169>

「日英同盟」の項で、「日本は、同盟をロシアと結ぶかイギリスと結ぶかの選択を迫られ、政府の中で意見が対立した。」と書き、日本の進路の選択に苦悩した状況を説明し、結局、小林寿太郎の意見、「日英同盟」が採択されて「この日英同盟は、このうち20年間に、日本の安全と繁栄に大きく役立つ役立った。」と日露戦争に突入する前の、慎重な日本の外交ぶりと、その成果を記している。

p 167上段に、「日英同盟の利点（小林意見書から）」が箇条書きに掲載されているように理解しやすい。

た、p 166上段に、「開戦前の日露両軍の戦力配置」と、「開戦前のロシアの極東兵力」を図示していて、ロシア軍の強大ぶりがわかる。

「日露開戦と戦いのゆくえ」の項で、「日本の10倍の国家予算と軍事力をもっていたロシアは、満州の兵力を増強し、・・・ロシアとの戦争を始める決意を固めた。1905年、日本陸軍は苦戦の末、旅順を占領し、奉天会戦に勝利した。ロシアは劣勢をはね返すため、バルト海からバルチック艦隊を派遣した。・・・これを迎え撃った日本の連合艦隊は、東

それでいて「日露戦争は、日本の韓国支配を確保させ、中国・ロシアからも領土をうばった。」と書いている。戦争に勝ったから、ポーツマス条約により合法的に割譲されたままで、これは、まさに日本を悪者視する記述ではなからうか。また、西欧列強のアジア進出の歴史のなかで、はじめて小国日本が大国ロシアに勝利した事実が、列強に抑圧されてきたアジアの諸民族に与えた影響ははかり知れないが、このこともほんの僅かに触れている程度である。

郷平八郎司令官の指揮の下、兵員の高い士気と、たくみな戦術でバルチック艦隊を全滅させ、世界の海戦史に残る驚異的な勝利を取めた（日本海海戦）と記して、戦争の経緯と結果が明示されている。

p 169の1ページを使って、「日本海海戦」の詳細を掲載している。その最後に、「同じく日露戦争に活躍した陸軍大将の乃木希典は、戦後、敗れたロシアの將軍の助命のために様々な努力をいとわなかった。明治の日本にも敗者に情けをかけるといふ武士道は生きていたのだ。」と結んでいる。

「世界を変えた日本の勝利」の項で、長期戦になれば国力差で形勢逆転が明白だったので、アメリカ大統領の仲介で講和することとし、ポーツマス条約が結ばれて、韓国の支配権、中国・ロシアの権益の取得と、領土の一部の領有を認めさせたことなどを具体的に記述している。

さらに、日本の生き残りをかけた戦争に勝利して、自国の安全保障を確立したわけだが、生まれて間もない有色人種の国日本が、世界最大の陸軍大国だった白人帝国に勝ったことは、植民地にされていた民族に、独立への希望を与えた、と書くと同時に、他方で黄禍論が欧米に広がるきっかけになった、と多面的、多角的に記述している。

また、p 168の下段で、「日露戦争と独立への目ざめ」の題で、孫文、ネルー、イランの詩人、などが日本に寄せた、「アジア民族独立への希望、インド独立への決意、立憲制こそ日本が偉大に理由だ。」等の賛辞を紹介している。

## 10. ロシア革命

<清水書院 p 180 181>

「1917年3月、首都ペテログラードでの食料暴動をきっかけに、革命がおき、皇帝の政府が倒されて、ソビエト政府がつくられた。（ロシア革命）。レーニンを指導者とするソビエト政府は、地主の土地を取り上げて農民に分け与えたり、工場・銀行・鉱山などを資本家から没収して、国有化する政策をすすめ、社会主義社会を建設した。」と記して、レーニンとロシア革命を、賛美するかのようになっている。

<扶桑社 p 182 192~193>

「・・・武装蜂起したレーニンの一派は、労働者と兵士を中心に組織された代表者会議（ソビエト）を拠点とする政府をつくった。その後、他の党派を武力で排除し、自ら率いる共産党の一党独裁体制を築いた。ソビエト政府はドイツとの戦争をやめ、革命に反対する国内勢力との内戦に没頭した。

ロマノフ王朝の皇帝一族と、共産党が敵とみなす、貴族、地主、資本家

しかし、レーニンは一党独裁制をつくりあげたり、議會を武力で解散させて内戦を引き起こし、一千万人とも言われる犠牲者を生じさせた。これららの負の面を無視してはバランスを欠く。側注に、レーニン像の絵と、「マルクスの考えを実践に移したロシア革命の中心的指導者」と記している。

また、「スターリン時代」として、「・・・1930年代には、農業政策の失敗から飢饉が起こり、多くの農民が餓死し、農村の荒廃をもたらした。権力をにぎったスターリンは体制を強固にするため、反対派の財産や自由を奪い、収容所での過酷な労働を強いたり処刑したりして、多くの犠牲者を出した。」と記しているが、私有財産否定、一党独裁体制、秘密警察、強制連行などについて書いていない。

「ロシア革命の影響」の項で、「ソビエト政府は、革命の翌年ドイツと単独講和を結んだ。しかし、諸外国の武力による革命に対する干渉が続いた。日本もシベリアに出兵した。

労働者・農民だけの国の理想を掲げた革命の成功は、植民地として強国の支配下にあつた民族にも、解放への大きな希望をもたらした。日本では、労働運動だけでなく、文学や演劇などに影響をあたえた。」と記述している。だが、ソ連が、共産主義の総本山として、世界各国にコミンテルンの支部をつくり、モスクワの本部の指示を実行し、各国の政府を打倒しようとしたことを書かない。

、聖職者、知識人らが多数、処刑された。」

次の「シベリア出兵」の項では、「長年、南下するロシアの脅威にさらされていた日本は共産主義の革命勢力に対して、アメリカ以上に強い警戒心をいだいていた。・・・1918年（大正7年）、日本はロシア領内で孤立したチェコスロバキア部隊の救出と、シベリアへの影響力拡大を目的に、（側注では、ポーツマス条約で確定した満州の権益確保の狙いもあった、とも記す。）アメリカなどと共に共同出兵した。

やがてアメリカは撤兵したが、日本は1922年まで共産軍と戦い、兵を引かなかつた。」と、書いて、出兵の目的を明確にしている。

さらに、p192から193にわたって、「共産主義とファシズムの台頭」の章立てで、「二つの全体主義」の項として、「・・・どちらも全体主義の一種で、各地に革命運動を生み出し、独自の政治体制をつくりあげ、20世紀の歴史を大きく動かした。」と記している。

次の、「共産主義」の項で、「・・・それを実現するための手段が、共産党にすべての権力を集中する一党独裁制だった。・・・スターリンは、重工業の建設、農業の集団化を進め、秘密警察や強制収容所を用いて、数百万の人びとを処刑した。ソ連は無階級社会の実現という理想をかかげていたが、現実には過酷な強制労働と膨大な数の犠牲者を生み出した。ソ連は、共産主義を広める拠点でもあった。・・・各国のコミンテルン支部は、モスクワの本部の指示を実行し、各国の政府を打倒しようとした。」と記述し、側注で、「日本でも、日本共産党がコミンテルン支部としてひそかに創立され、1925年、日本はソ連と国交を結んだが、国内に破壊活動が及ぶことを警戒し、同年、私有財産制度の否認などの活動を取り締まる治安維持法を制定した。」と、記している。

以上の記述で判るように、扶桑社版は、共産主義革命とソ連が、世界各国に及ぼした大きなマイナス影響・実害の要点を分りやすく、多角的に書いていて、生徒達の理解が進みやすいと思われる。

### 1.1. 日中戦争

<清水書院 p 196>

「満州国の実権をにぎった日本の軍部は、さらに華北を侵略した。1937(昭和12)年、北京郊外で、日本と中国の軍隊が衝突した。事件後、現地軍や陸軍内部では、拡大派と不拡大派が対立していたが、政府の和平交渉も失敗し、全面戦争へと戦火がひろがっていった。(日中戦争)」

なお、おなじ頁に、「日本軍と中国民衆」の題名で、「・・・とくに南京占領にさいしては、捕虜、武器をすてた兵士、老人、女性、子どもも含めた民衆を、無差別に殺害した。死者の数は多数に上ると推定される。・・・」いわゆる南京大虐殺事件についての記述だ。

平成13年3月検定済みの前版での、『死者の数は数万人、十数万人、30万人以上などと推定されている。』よりは改善した内容だが、事件そのものの有無について、今も論争が続いていることも記すべきだろう。

### 1.2. 日本の敗戦と戦争の惨禍

<清水書院 p 207>

「ついに日本政府は、8月14日にポツダム宣言を受諾して降伏し、翌15日に昭和天皇が、ラジオ放送でこれを国民に発表した。満州事変から15年たつてようやく戦争は終わった。日本は、この自らおこした侵

<扶桑社 p 199 200>

「一方、日本軍は満州国の維持や資源確保のために、隣接する華北地方に親日政権を作るなどして、中国側との緊張が高まった。また、日本は義和団事件のあと、他の列強諸国と同様に中国と結んだ条約により、北京周辺に5千人の軍を駐屯させていた。

1937(昭和12)年7月7日夜、北京郊外の盧溝橋で、演習していた日本軍に向けて何者かが発砲する事件がおきた。これをきっかけに、翌日には中国軍と、戦闘状態になった。(盧溝橋事件) 事件そのものは小規模で、現地解決が図られたが、日本側も大規模な派兵を決定し、国民党政府も直ちに動員令を発した。こうして、以後8年間にわたる日中戦争がはじまった。同年8月、外国の権益が集中する上海で、二人の日本兵が射殺される事件がおき、これをきっかけに、日中間の衝突が拡大した。」と、断片的記述の清水書院版より経緯をやや詳しく書いていて、判りやすい。開戦の原因にも触れている。最近の研究では、八路軍(中国共産党の軍隊)が、日中両軍を戦争に引きずり込むため発砲したということが説が、有力だという。

側注で『日本軍によって中国の軍民に多数の死傷者が出た。(南京事件) なお、この事件の犠牲者の実態については資料の上で疑問点も出され、さまざまに見解があり、今日でも論争が続いている。』と、記述しているが、現在のところ、この慎重な表現がより正確だといえる。また、学習指導要領の目標(4)でいう、『・・・様々な資料を活用し、歴史的事象を多面的、多角的に考察し、公正に判断する』に、かなっている。

<扶桑社 p 210~ 211 214 ~215>

「終戦外交と日本の敗戦」の項目で、敗戦に至る経緯を記述しているが、特に「聖断くだる」の項で、ポツダム宣言の即時受諾についての意見が御前会議のなかで賛否同数になり、鈴木首相が天皇の前に進み、滅

略戦争によって悲惨な体験をし、また戦った中国や東南アジア、欧米の国ぐにだけでなく、戦争に動員した朝鮮・台湾などの人々にも、大きな被害と深い傷あとをのこした。」と記している。しかし、満州事変は解決したのだから、日本が15年間に継続して戦争をしてきたという表現は当たらない。

また、『この戦争は、日本がセキユリテイを求めての、自衛戦争だったのだ』と、マッカーサー元占領軍最高司令官が、アメリカの上院で証言をしていることなどもあり、教科書でお手軽に“侵略”などの文言を載せることはつしむべきであろう。

元寇での元軍に侵略の文言を使わず、秀吉の朝鮮出兵を侵略としているのだから、執筆者、出版社ともに『日本は悪玉』『その他の国は善玉』論に捉われているのではなかろうか。

多にありえない聖断をあおいだ、とリアルに描写し、「8月15日正午、ラジオの玉音放送で国民は長かった戦争の終わりと、日本の敗戦を知った。明治以後、日本の国民が初めて体験する敗戦だった」と記している。また、側注に、「聖断の後の昭和天皇の発言」として、「・・・私はどうなっても構わない。私はこう考えて、戦争を即時終結することを決心したのだ」というご発言を掲載している。

p214での読み物コラムでは、「20世紀の戦争と全体主義の犠牲者」および「東京裁判について考える」の表題で各1頁を使って、多面的に史実を載せている。

まず前者については「戦時国際法と戦争犯罪」の項で、「・・・実際には戦争で、非武装の人びとに対する殺害や、虐待をいっさいおかさなかつた国はなかつた。日本軍も、戦争中に侵攻した地域で、捕虜となつた敵国の兵士や民間人に対して、不当な殺害や虐待を行った。」と書いている。空襲・原爆投下とシベリア抑留」の項では、アメリカが東京大空襲をはじめとする多数の都市への無差別爆撃、広島・長崎への原爆投下、また、ソ連は日ソ中立条約を破って満州に侵入、日本の民間人への略奪、暴行、殺害をくりかえし、さらに日本兵の捕虜を含む約60万人の日本人をシベリアに連行して、およそ1割を死亡させた、と記している。(このソ連の暴挙について、清水書院版は書いてない。)「二つの全体主義の犠牲者」の項では、ナチスドイツが行つたユダヤ人の多量虐殺、これは国家として計画的に実行した犯罪で、戦争にともなう殺傷ではないこと。一方、共産党の一元独裁体制が確立したソ連では、富農撲滅の名のもとに、多数の農民が処刑され、餓死させられ、共産党の幹部の粛清も、繰り返されたことなどを述べ、「二つの世界大戦は、各国に大きな被害をもたらしたが、その一方で、ファシズムと共産主義が、戦争と異なる国家の犯罪として、膨大な数の犠牲者を出したことを忘れてはならない。」と記述している。「戦争の惨禍」を、このように、多角的な視点からまとめられていると、子ども達にもわかりやすい。

p215での読み物コラムは「東京裁判を考える」の表題で、まず「国際

法から見た東京裁判を論じている。それまで国際法の歴史になかった『平和に対する罪』を犯したとされ、被告が罰せられたこと。

国際法の専門家であるインドのパール判事は、この裁判は国際法上の根拠を欠くとして、被告全員の無罪を主張したこと、また、当時、一切の裁判への批判が許されなかったことなどを明確に記している。「戦争への罪悪感」の項では、GHQが新聞、ラジオ、雑誌、映画のすべてにわたって、厳しい検閲を行い、また、日本の戦争がいかに不当なものであったかを、マスメディアを通じて宣伝したこと。

こうした宣伝は、東京裁判と並んで、日本人の自国の戦争に対する罪悪感を培い、戦後の日本人の歴史に対する見方に影響を与えたことを書いている。これらが、**“自虐史観”**の根源になったのだ。

<扶桑社 p 217>

「冷戦が始まると、アメリカは、日本の経済発展をおさえる政策を転換し、共産主義に対抗するため、日本を発展した経済力を持つ自由主義陣営の強力な一員として育てる方針に替えた。」と端的に記していて、説得性が感じられる。

なお、p 212「占領の開始」の項で、「アメリカの占領目的は、日本がふたたびアメリカの脅威にならないよう、国家の体制を作り変えることだった。」と、明確に記している。

<扶桑社 p 217>

「1950年6月、北朝鮮は、南北の武力統一をめざし、ソ連の支持のもと突如として韓国に侵攻した。

韓国軍と、マッカーサーが指揮するアメリカ軍主体の国連軍がこれに反

### 13. 占領政策の転換と朝鮮戦争

<清水書院 p 218>

「『二つの世界』の対立がはげしくなると、アメリカは、日本を、共産主義に対抗できる資本主義国にしようと考えた。1947(昭和22)年2月1日に予定されていた労働者の全国的なストライキを中止させ、翌年には公務員のストライキ権も禁止して、これまでの民主化政策を大きく転換した。」と、記している。全国的ゼネストの中止命令は、復興期の日本を、大混乱に落とし入れる恐れがあったからであり、また、公務員の給与・福祉・権利等は、スト権の代替として人事院を設けて保障されるものであるが、これらのことを説明していない。さらに、これらのことでもって「民主化政策を大きく転換した」とは、事実にもとる記述だと思える。また、当時の労組の要求に沿った記述ともいえよう。

<清水書院 p 218>

「二つの世界の対立は、アジアにもおよんだ。1950年、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が南進して大韓民国(韓国)とのあいだに戦争(朝鮮戦争)がはじまると、アメリカ軍(国連軍)は韓国を、



中華人民共和国は北朝鮮を支援して、はげしい戦いが続いた。1953年に休戦となったが、・・・」と記述している。

#### 1.4. 日本の課題・役割

<清水書院 p.227>

「日本国憲法が制定されて、国民の基本的人権意識が確立してきたし、男女の平等も一層進んだ。

しかし、人権を実質的に保障するためには多くの課題が残されている。同和問題の解決は、国、地方公共団体の責務だ。いまだ差別はなくなっていない。この日本固有の人権問題である部落差別の解消、性差別をなくし、心身障害者や高齢者、在日外国人などが豊かで安心するための具体的施策が求められる。

特に在日韓国・朝鮮の人びとについては、これまでの歴史の正しい認識を踏まえて、差別や偏見をなくすことが必要だ。アイヌの人びとについても偏見をなくし少数民族固有の伝統を守ることが重要だ。人類の歴史は人権獲得の歴史であり、21世紀は人権と共生の世紀だ。国内にも解決していかなければならない様々な課題がある。これらの課題解決を通して、真に民主的な国家をつくり、国際社会の平和と安全に貢献することが求められている。」(一部要約) 要するに、人権、差別、弱者・在日外国人などをキーワードとして、これらに関する諸問題解決が、日本の課題だと主張している。

しかし、そのような主張が、歴史を学んできた生徒たちに対する日本の課題として、全面的に提示すべきものなのか。むしろ、公民の教科で論ずるべきものの一部に過ぎないように考えられるのだが。最後の頁の「学習の終わりに」の要点を記してみる。

地球や生物の時間にくらべると、ほんの短い期間の中で人類は66億人

撃したが、戦況は一進一退をくり返し、戦争は1953年に休戦協定が結ばれるまで続いた。(朝鮮戦争)」

扶桑社版は、北朝鮮の侵攻目的を明示し、「ソ連の支持のもと突如」と、戦況も正確に書いている。清水書院版は南進などと、共産国に甘い表現をしている。中国の支援は戦争途中のことだ。

<扶桑社 p.223 227>

「湾岸戦争では、日本は憲法を理由にして軍事行動には参加せず、巨額の財政援助によって大きく貢献したが、国際社会はそれを評価しなかった。国内では日本の国際貢献の在り方について深刻な議論がおきた。共産主義陣営の崩壊によって、世界規模の戦争の危険は去ったが、一部に共産主義の国家が残り、また民族や宗教の対立をもとにした地域紛争もなくなりそうもない。

こうした中で、独自の文化と伝統を持つ日本が、自国の安全をしっかりと確保しつつ、今後、世界の平和と繁栄に、いかに貢献していくかが問われている。」と記述している。

また、側注に「北朝鮮に拉致されて帰国した人たち」として、飛行機のタラップを降りる所の写真と、説明文が掲載されている。

同じく、最後の頁の「歴史を学んで」の要点を次に記してみる。外国の文化を学びつつ独自性を維持

日本人が外国の文化を学ぶことはいかに熱心で、謙虚な民族であったかということに、気がついたであろう。日本人は、外国の進んだ文化を理解するために、あらゆる努力を惜しまなかった。

古くは、遣隋使や遣唐使の例、明治になると、西洋文明を学ぶ使命を帯びて、ヨーロッパやアメリカにわたった留学生たち。このように、日本人は外国から深く学ぼうとしたが、それによって自国の文化的な独自性を失うことはなかった。飛鳥文化から江戸文化に至るまで、日本人はユニークな個性を備えつつ、しかも世界に通用する普遍的な魅力

を越え、卓越して文化を築き、発展させました。スペースシャトルの打ち上げや臓器移植の実現などです。しかし、一方では、オゾン層の破壊や温暖化など、地球環境に大きな影響を与え、生物全体の生存を左右しています。

わたくしたちは、「歴史的分野」の学習を通して、文明を発展させてきた人類の知恵のすばらしさを学びました。また、世界や日本には解決しなげなければならない課題が多くあることも学びました。

飢えや貧困、虐待、戦争、紛争、いじめの無い差別や偏見に苦しむ人もいます。

世界の平和とすべての人々の基本的人権を確かなものとし、より良い民主社会を実現するための考え方や方法は、「公民的分野」で学習することとなります。21世紀に生きるわたしたちの未来を明るく希望に輝く社会とするために、広い視野にたって学習をすすめてみましょう。

### 15. 教科書の本文以外の主な記述

#### <清水書院>

「深める歴史」のタイトルで、本文に関連したテーマで記述している。

- 四大文明の頃の世界 (p 20～21)
- ヨーロッパ文明の源流 (p 30～31)
- イスラーム教のおこりと発展 (p 38～39)
- 平安時代の概略 (p 48～49)
- キリスト教の発展とモンゴル帝国 (p 68～69)
- ルネサンスと「大航海」の時代 (p 88～89)
- 信長の領国支配 (p 96～97)

を持っているからである。

方向の見えない二つの理由 ところが、ここ半世紀は、必ずしもそうとはいえない時代になってきた。今や、欧米諸国に追いつくという近代日本が掲げた目標を達成し、どの国も目標に出来ない立場に置かれるようになった。

これが、日本人が方向を見失いつつある一つの理由である。しかし、もう一つの重要な理由がある。全土で約50万人もの市民の命を奪った無差別爆撃、原爆投下。その後の占領によって、国の制度が大幅に変更させられた。戦後、日本人は努力して経済復興を成し遂げ、経済大国の地位を築いたが、いまだどこか自信をもてないでいる。戦争に敗北した傷跡がまだ癒えない。自国の歴史と伝統を学ぶ意味

これからもなお、外国から謙虚に学ぶことは大切だ。しかし、深い考えもなしに外国を基準にしたり、モデルに見立てたりすることで独立心を失った、頼りない国民になるおそれが出てきたことは、警戒しなくてはならない。何よりも大切なことは、自分をしっかり持つことである。そのために、さらに深く自国の歴史と伝統を学んでほしい。これが「新しい歴史教科書」を学んだ皆さんに送りたい最後のメッセージである。

#### <扶桑社>

「読み物コラム」「歴史の名場面」「人物コラム」の3種類で、本文に関連してのテーマで記述している。

- 「読み物コラム」 神武天皇の東征伝承 (p 30)
- 「歴史の名場面」 蘇我氏の滅亡 (p 39)
- 「同上」 日本の神話 (p 46～47)
- 「歴史の名場面」 大仏開眼供養 (p 50～51)
- 「人物コラム」 空海 (p 57)
- 「読み物コラム」 かな文字の発達 (p 58)

|                   |             |          |                  |             |
|-------------------|-------------|----------|------------------|-------------|
| ■ヨーロッパの近代思想と科学の発達 | (p 134~135) | 人物コラム]   | 紫式部と女流文学         | (p 59)      |
| ■ヨーロッパ人による世界統合と移民 | (p 138~139) | 「 同上 」   | 蒙古襲来             | (p 71)      |
| ■戦争と民衆と           | (p 204~205) | 「人物コラム」  | 源 頼朝             | (p 72)      |
| ■「冷戦」のもとでの世界      | (p 216~217) | 「読み物コラム」 | 武士の生活            | (p 73)      |
| ■「冷戦」後の世界と課題      | (p 224~225) | 「 同上 」   | 信長、秀吉、家康         | (p 102)     |
|                   |             | 「読み物コラム」 | 武士道と忠義の観念        | (p 114)     |
|                   |             | 「人物コラム」  | 二宮尊徳と勤勉の精神       | (p 115)     |
|                   |             | 「読み物コラム」 | 浮世絵があたえた影響       | (p 124~125) |
|                   |             | 「 同上 」   | 明治維新とはなにか        | (p 148~149) |
|                   |             | 「人物コラム」  | 伊藤博文             | (p 162)     |
|                   |             | 「読み物コラム」 | 朝鮮半島と日本          | (p 163)     |
|                   |             | 「歴史の名場面」 | 日本海海戦            | (p 169)     |
|                   |             | 「人物コラム」  | 台湾の開発と八田与一       | (p 171)     |
|                   |             | 「 同上 」   | 津田梅子             | (p 176)     |
|                   |             | 「歴史の名場面」 | アメリカ艦隊の日本訪問      | (p 189)     |
|                   |             | 「人物コラム」  | 迫害されたユダヤ人を助けた日本人 | (p 203)     |
|                   |             | 「読み物コラム」 | 20世紀の戦争と全体主義の犠牲者 | (p 214)     |
|                   |             | 「 同上 」   | 東京裁判について考える      | (p 215)     |
|                   |             | 「人物コラム」  | 昭和天皇             | (p 225)     |
|                   |             |          |                  | 以上          |

議案第 16 号

平成 22 年度使用教科用図書の採択について

平成 22 年度使用教科用図書の採択を求める。

平成 21 年 7 月 23 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

## 平成22年度使用中学校教科用図書一覧について

|    |                 | 22年度       |
|----|-----------------|------------|
|    | 種目              | 発行者        |
| 1  | 国語(国語)          | 東京書籍       |
| 2  | 国語(書写)          | 光村図書       |
| 3  | 社会(地理的分野)       | 帝国書院       |
| 4  | 社会(地図)          | 帝国書院       |
| 5  | 社会(歴史的分野)       | 清水書院   自由社 |
| 6  | 社会(公民的分野)       | 清水書院       |
| 7  | 数学              | 東京書籍       |
| 8  | 理科(第1分野【物理・化学】) | 東京書籍       |
| 9  | 理科(第2分野【生物・地学】) | 東京書籍       |
| 10 | 音楽(一般)          | 教育出版       |
| 11 | 音楽(器楽合奏)        | 教育芸術社      |
| 12 | 美術              | 光村図書       |
| 13 | 保健体育            | 学習研究社      |
| 14 | 技術・家庭(技術分野)     | 開隆堂        |
| 15 | 技術・家庭(家庭分野)     | 開隆堂        |
| 16 | 英語              | 東京書籍       |

平成22年度使用学校教育法附則第9条による教科用図書採択一覧

小田原市教育委員会

| 発行者名<br>(コード) | 図書<br>コード | 一般図書名                              | 種目              |
|---------------|-----------|------------------------------------|-----------------|
| あかね書房<br>01-1 | A01       | もじのえほん あいうえお                       | 国語・書写           |
|               | A03       | もじのえほん かんじ(1)                      | 国語・書写           |
|               | I05       | かたかなえほんアイウエオ                       | 国語・書写           |
|               | 544       | つくりたい!食べたい!料理大百科4 あまくておいしいお菓子がいっぱい | 家庭、生活           |
| 岩崎書店<br>02-1  | A07       | あそびの絵本7<br>クレヨンあそび                 | 図工、美術           |
|               | C04       | かいかたそだてかたずかん4 やさいのうえかたそだてかた        | 生活、理科、技・家       |
|               | F08       | 絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん                  | 生活、理科           |
| 偕成社<br>06-1   | J05       | 子どもの健康を考える絵本5 こんなときどうするの?          | 生活、社会、保健        |
|               | 001       | 五味太郎・言葉図鑑1 うごきのことば                 | 国語・書写           |
|               | 006       | 五味太郎・言葉図鑑6 ぐらしのことば                 | 国語・書写、生活        |
|               | T06       | エリック・カールの絵本 月ようびはなにたべる?            | 国語・書写           |
|               | X01       | 坂本廣子のひとりでクッキング1 朝ごはんつくろう!          | 家庭、生活           |
|               | X02       | 坂本廣子のひとりでクッキング2 昼ごはんつくろう!          | 家庭、生活           |
|               | Z01       | 子どものマナー図鑑1 ふだんの生活のマナー              | 家庭、生活、社会、保<br>険 |
|               | Z03       | 子どものマナー図鑑3 でかけるときのマナー              | 生活、社会、保健        |
|               | 587       | 木村裕一・しかけ絵本7 たんじょうびのごちそう            | 国語              |
|               | 591       | 木村裕一・しかけ絵本12 げんきにごあいさつ             | 国語、生活           |
|               | 654       | 下村式となえて書く漢字ドリル 漢字練習ノート小学1年生        | 国語・書写           |
|               | 667       | 坂本廣子のひとりでクッキング4 ばんごはんつくろう!(洋食・中華編) | 家庭、生活           |
|               | 679       | はじめての手芸シリーズ1 へんしん糸・ひも・布            | 家庭、生活           |
|               | 715       | 算数たんけん4 くりあがりくりさがり2けたのたしざんひきざん     | 算数、数学           |
|               | 716       | 算数たんけん5 かけざんとかげざん九九                | 算数、数学           |
|               | 722       | 下村式となえて書く漢字ドリル 漢字練習ノート小学3年生        | 国語・書写           |
| 学習研究社<br>06-2 | C03       | はっけんずかん のりもの                       | 国語・書写、生活        |
|               | C04       | はっけんずかん どうぶつ                       | 生活、理科           |
|               | G04       | あそびのおうさまBOOK はるほん                  | 図工、美術           |
|               | H02       | CDつきえほん えいごのうた                     | 音楽、生活、英語        |
|               | I01       | あそびのおうさまずかん1 からだ                   | 生活、保健           |
|               | J04       | 新版ふしぎ・びっくり!?こども図鑑 きせつ              | 生活、理科           |
|               | L12       | ニューワイド学研の図鑑12 人のからだ                | 生活、理科           |
|               | 523       | あそびのおうさまBOOK きるほん                  | 図工、美術           |

|               |     |                               |             |
|---------------|-----|-------------------------------|-------------|
| 学習研究社<br>06-2 | 559 | あそびのおうさまずかん5 どうぶつ             | 生活、理科       |
|               | 568 | はっけんずかん きょうりゅう                | 生活、理科       |
|               | 571 | 新版ふしぎ・びっくり!?こども図鑑 からだ         | 生活、保健       |
|               | 592 | ニューワイド学研の図鑑3 動物               | 生活、理科       |
|               | 615 | 新・世界がわかる国旗の本                  | 社会          |
|               | 623 | 算数っておもしろい4 くらしと算数             | 算数、数学       |
|               | 666 | 小学生の英語ひろば みつけた!みぢかな英単語CDつき    | 英語          |
|               | 710 | 学研版毎日のドリル 小学3年のもっと漢字力         | 国語・書写       |
|               | 788 | 陰山英男の理科トレーニング小学校全学年           | 理科          |
|               | 815 | 小学全学年都道府県に強くなる はじめての日本地図ドリル   | 社会、地図       |
|               | 826 | 陰山流・日本語トレーニング百ます書き取り          | 国語・書写       |
|               | 843 | 陰山流・日本語トレーニング あなうめ作文          | 国語・書写       |
| 教学研究社<br>07-1 | 001 | 新訂絵で楽しくおぼえるこどもの英会話            | 英語          |
|               | 004 | 絵を見て学ぶこどもの英語I                 | 英語          |
|               | 507 | 小学漢字ドリル1006字                  | 国語・書写       |
| 金の星社<br>07-2  | E01 | やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの? | 生活、理科、保健    |
|               | F01 | ひとりでできるもん!1 たのしいたまご料理         | 家庭、生活       |
|               | F04 | ひとりでできるもん!4 うれしいごはん、パン、めん料理   | 家庭、生活       |
|               | F05 | ひとりでできるもん!5 すてきなおかし作り         | 家庭、生活       |
|               | J04 | やさしいからだのえほん4 むしばはどうしてできるの?    | 生活、理科、保健    |
|               | 537 | ひとりでできるもん!3 やさしいやさしい料理        | 家庭、生活       |
|               | 558 | まんがアッ!とおどろく科学手品               | 生活、理科       |
| くもん出版<br>08-1 | A03 | ひらがなおけいこ                      | 国語・書写       |
|               | A05 | カタカナおけいこ                      | 国語・書写       |
|               | A06 | 漢字おけいこ                        | 国語・書写       |
|               | B01 | 生活図鑑カード たべものカード               | 生活、保健、家庭、社会 |
|               | B02 | 生活図鑑カード くだものやさしいカード           | 生活、保健、家庭、社会 |
|               | B06 | 生活図鑑カード お店カード                 | 生活、保健、家庭、社会 |
|               | B07 | 生活図鑑カード 生活道具カード               | 書写、社会       |
|               | C01 | 書きかたカード「ひらがな」                 | 書写          |
|               | 513 | やさしいひらがな2集                    | 国語・書写       |
|               | 517 | やさしいかん字                       | 国語・書写       |
|               | 557 | 漢字カード1集                       | 国語・書写       |
|               | 569 | 書きかたカード カタカナ                  | 国語・書写       |
|               | 577 | たしざんカード                       | 算数、数学       |

|                   |                   |                                       |          |
|-------------------|-------------------|---------------------------------------|----------|
| くもん出版<br>08-1     | 578               | ひきざんカード                               | 算数、数学    |
|                   | 587               | 自然図鑑カード 川や海の生きものカード                   | 生活、理科    |
|                   | 590               | 日本地図カード                               | 社会、地図    |
|                   | 600               | CD付き英語カードあいさつと話しことば編                  | 英語       |
|                   | 629               | くもんの小学ドリル算数 3年生の数・りょう・図形              | 算数、数学    |
|                   | 648               | くもんの小学ドリル国語 3年生のことばと文章                | 国語・書写    |
|                   | 649               | くもんの小学ドリル国語 4年生のことばと文章                | 国語       |
|                   | 656               | くもんの小学ドリル国語 2年生の作文文の書き方               | 国語       |
|                   | 657               | くもんの小学ドリル国語 3年生の作文文の書き方               | 国語       |
|                   | 672               | くもんの漢字集中学習小学4年生                       | 国語・書写    |
| 700               | くもんの文章題集中学習 小学4年生 | 算数、数学                                 |          |
| グランまま社<br>08-2    | 006               | ことばえほん                                | 国語・書写、生活 |
| 講談社<br>10-1       | 535               | バーバババ・知識のえほん3 バーバババのかずのほん             | 算数、数学    |
|                   | 552               | 新装版KINTARO幼稚園百科 4・5・6歳のずかんえほん1 どうぶつの本 | 生活、理科    |
|                   | 573               | こどもにほんごじてんーことばはともだちー                  | 国語・書写    |
|                   | 597               | テーマ別のももの 1日10分でえがじょうずにかけるほんのりもの       | 図工、美術    |
|                   | 599               | 1日10分でえがじょうずにかけるほん 小学校低学年対象           | 図工、美術    |
| 国土社<br>10-3       | B16               | たのしい図画工作16 ちぎり紙・きり紙・はり絵               | 図工、美術    |
|                   | 523               | 算数入門かけ算プリント集                          | 算数、数学    |
|                   | 532               | くらしの中のみぢかなぎもん図鑑6 町の中                  | 社会、地図    |
| 小峰書店<br>10-5      | 001               | リサイクル工作ずかん                            | 図工、美術    |
| さ・え・ら書房<br>11-1   | C08               | たのしい工作教室 木のぞうけい教室                     | 図工、美術    |
| 三省堂<br>11-4       | A03               | こどもきせつのぎょうじ絵じてん                       | 生活、社会    |
|                   | 502               | 親子であそぶはじめてのえいご絵じてん                    | 英語       |
| 小学館<br>12-2       | B02               | 21世紀幼稚園百科2 とけいとじかん                    | 算数、生活    |
|                   | B11               | 21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ                   | 生活、保健    |
|                   | L02               | はじめてちずかんシリーズ2 ドラえもんのにほんちず             | 社会、地図    |
|                   | L06               | はじめてちずかんシリーズ6 ドラえもんのせかいりょう            | 社会、地図    |
|                   | 570               | シール知育えほん57 それいけ!アンパンマンのたべものあそび        | 生活、理科    |
|                   | 594               | 小学館の図鑑NEO 動物                          | 生活、理科    |
|                   | 597               | 小学館の図鑑NEO 魚                           | 生活、理科    |
|                   | 739               | パズルなぞなぞで楽しく学習 6年生の漢字181字マスタープリント      | 国語・書写    |
| 女子栄養大学出版<br>部12-7 | 001               | 新・こどもクッキング                            | 生活、技・家   |
| 成美堂出版<br>14-4     | 003               | 調べ学習に役立つ 世界の地図                        | 社会、地図    |
|                   | 004               | 調べ学習に役立つ 日本の地図                        | 社会、地図    |



|                   |     |   |          |
|-------------------|-----|---|----------|
| 総合科学出版<br>15-2    | 001 | わくわく木考作 “楽しんで作れる木工作品集”                        | 技・家      |
| 大日本絵画<br>16-3     | 549 | しかけえほん おつかいにいこう！                              | 生活、社会    |
| 太郎次郎社<br>16-4     | A01 | 漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク 1 基本漢字あそび        | 国語・書写    |
|                   | 501 | 漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本 1 1 0 1 字の基本漢字改訂版   | 国語・書写    |
|                   | 505 | 漢字がたのしくなる本シリーズ 1 0 1 漢字カルタ                    | 国語・書写    |
|                   | 509 | 子どもがしあげるてづくり絵本 あいうえお あそび下かな文字へんしん術            | 国語・書写    |
|                   | 513 | らくらく算数ブック 4 図形の探検                             | 算数、数学    |
|                   | 514 | 漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本 2 1 2 8 字のあわせ漢字改訂版  | 国語・書写    |
| チャイルド本社<br>17-1   | 001 | ぬったりかいたりらくがきBOOK                              | 図工、美術    |
| 童心社<br>20-1       | A02 | かずのほん 2 0から10まで                               | 算数、数学    |
|                   | F03 | かこさとしかがくの本 3<br>たねからめがでて                      | 生活、理科    |
| ドレミ楽譜出版社<br>20-2  | 002 | 保育名歌 こどものうた 1 0 0 選                           | 音楽       |
| 戸田デザイン研究室<br>20-4 | 005 | にっぽんちず絵本                                      | 社会、地図    |
|                   | 010 | 昆虫とあそぼう                                       | 生活、理科    |
|                   | 517 | リングカード・しきさい                                   | 図工、美術、   |
| 同成社<br>20-5       | A01 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1 (改訂版) (ひらがなのことば・文・文章の読み)    | 国語・書写    |
|                   | A02 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2 (改訂版) (かたかな・かん字の読み書き)       | 国語・書写    |
|                   | A03 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3 (改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く)       | 国語・書写    |
|                   | B01 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編 1 (改訂版) (表象形成・音韻形成・発声・発音) | 国語・書写    |
|                   | B02 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編 2 (改訂版) (ひらがなの読み書き)       | 国語・書写    |
|                   | C01 | ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1 (量概念の基礎、比較、なかま集め)          | 算数、数学    |
|                   | C02 | ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2 (1対1対応、1～5の数、5までのたし算)      | 算数、数学    |
|                   | C03 | ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3 (6～9のたし算、ひき算、位取り)          | 算数、数学    |
|                   | C04 | ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)     | 算数、数学    |
|                   | C05 | ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5 (3けたの数の計算、かけ算、わり算)         | 算数、数学    |
|                   | 501 | ゆっくり学ぶ子のための 国語 4                              | 国語・書写    |
|                   | 502 | ゆっくり学ぶ子のための 国語 5                              | 国語       |
| 永岡書店<br>21-1      | 535 | マグネットおべんきょうシール スーパーでおかいもの                     | 生活、社会、算数 |
|                   | 541 | 木製知育パズル 日本ちず                                  | 社会、地図    |
|                   | 559 | N a g o k a 知育ドリル 5分でひとつのえがかける！ やさしいおえかきブック   | 図工、美術    |
| ひかりのくに<br>27-1    | B05 | 認識絵本 5 いくつかの                                  | 算数       |
|                   | B10 | 認識絵本 1 0 おおきいちいさい                             | 算数       |
|                   | I09 | 改訂新版体験を広げるこどものずかん 9 からだとけんこう                  | 生活、保健    |
|                   | 546 | こどものずかん M i o 9 ひとのからだ                        | 生活、理科、保健 |
| 福音館書店<br>28-1     | E02 | かがくのとも傑作集 (どきどき・しぜん) たべられるしょくぶつ               | 生活、理科、家庭 |

|                 |      |  |          |
|-----------------|------|--|----------|
| 福音館書店<br>28-1   | E13  | かがくのとも版（わくわく・にんげん） きゅうきゅうばこ                                | 生活、保健    |
|                 | E19  | かがくのとも傑作集（わくわく・にんげん） 平野レミのおりょうりブックーひもほう<br>ちょうもつかわない       | 家庭、生活    |
|                 | G01  | 福音館の科学シリーズ 昆虫ちいさななかまたち                                     | 生活、理科    |
|                 | G06  | 福音館の科学シリーズ 野の草花  | 生活、理科    |
|                 | G07  | 福音館の科学シリーズ 絵で見る日本の歴史                                       | 社会       |
|                 | G08  | 福音館の科学シリーズ どうぶつえんガイドよんでたのしい！いってたのしい                        | 生活、理科、国語 |
|                 | M06  | みちかなかがくシリーズ 町たんけんーはたらく人みつけたー                               | 生活、社会    |
|                 | N01  | DO！図鑑シリーズ 工作図鑑作って遊ぼう！伝承・創作おもちゃ                             | 図工、美術    |
|                 | 673  | みちかなかがくシリーズ 町のけんきゅう世界一のけんきゅう者になるために                        | 生活、社会    |
| 福村出版<br>28-7    | A05  | シリーズ生活を学ぶ5 遠くへ行きたいな  | 生活、社会    |
|                 | A06  | シリーズ生活を学ぶ6 わたしたちのからだ                                       | 生活、保健    |
| フレーベル館<br>28-8  | 520  | アンパンマンとシールであそぼう！ たのしいおかいもの                                 | 生活、社会    |
|                 | D02  | ふしぎをためすかがく図鑑 しょくぶつのさいばい                                    | 生活、理科    |
|                 | D03  | ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび  | 生活、理科    |
|                 | D04  | ふしぎをためすかがく図鑑 しぜんあそび  | 生活、理科    |
|                 | 001  | ことばでひらく絵のせかい はじめてであう美術館                                    | 図工、美術    |
|                 | 566  | フレーベル館の図鑑ナチュラ ひとのからだ                                       | 生活、理科、保健 |
|                 | 571  | ピクチャー・コミュニケーション<br>えもじとかんじ                                 | 国語・書写    |
|                 | 600  | おとであそぶ アンパンマンすごろくブック                                       | 生活、社会    |
|                 | 614  | アンパンマンとはじめよう！ らくがきだいすき                                     | 図工、美術    |
| 平凡社<br>29-1     | B0 2 | 新版 はじめましてにほんちず   | 社会、地図    |
|                 | 503  | 新訂第6版ジュニア地図帳こども日本の旅  | 社会、地図    |
| ポプラ社<br>30-2    | A01  | あそびのひろば1 はんがあそび  | 図工、美術    |
|                 | A02  | あそびのひろば2 やさしいてづくりのプレゼント                                    | 図工、美術    |
|                 | 503  | 音の出る絵本シリーズ2 5<br>正しい音程でひけるマイクつきピアノえほん                      | 音楽       |
|                 | 565  | わらべきみかのことばえほん  | 国語・書写    |
|                 | 613  | ペーパーランド2 たのしいはりえ   | 図工、美術    |
|                 | 646  | 音のでる知育絵本6 こえでおぼえるカタカナアイウエオのほん                              | 国語・書写    |
| 民衆社<br>32-1     | A02  | さんすうだいすきあそぶ・つくる・しらべる2年                                     | 算数、数学    |
| むさし書房<br>33-2   | 006  | 小学生用 英語はともだち   | 英語       |
|                 | 502  | Elementary English Through Phonics 英語でホップワー<br>クブックBook 1  | 英語       |
|                 | 503  | Elementary English Through Phonics 英語でステップ<br>ワークブックBook 2 | 英語       |
|                 | 518  | 小学生用CDブック英語はともだち   | 英語       |
|                 | 521  | 英語ってだいすきCD付テキスト  | 英語       |
| あすなる書房<br>51-10 | 506  | 世界がみえる地図の絵本  | 社会、地図    |

|                          |                                      |                                       |          |
|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 音楽センター<br>55-12          | 506                                  | クラスでうたうこどものうたCDブック リズムあそび曲集           | 音楽       |
| 開隆堂出版<br>56-12           | 501                                  | 中学生のマナー                               | 生活、保健、家庭 |
| クレヨンハウス<br>58-3          | 525                                  | 絵本・SONG・BOOK ポケットに歌をつめて               | 音楽       |
| 合同出版<br>60-13            | 502                                  | 子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版子どものマナー        | 家庭、生活    |
|                          | 522                                  | イラスト版気持ちの伝え方 コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング | 保健、生活    |
| ことばと治療育セ<br>ンター<br>60-28 | 501                                  | 認知発達教材ステップアップ マッチングI                  | 国語・書写    |
|                          | 506                                  | 認知発達教材ステップアップ さんすうI                   | 算数、数学    |
|                          | 507                                  | 認知発達教材ステップアップ ことばのつかいかた               | 国語・書写    |
|                          | 508                                  | 認知発達教材ジャンプアップ ことば・もじ                  | 国語・書写    |
|                          | 512                                  | 認知発達教材レベルアップ 漢字                       | 国語・書写    |
|                          | 515                                  | 認知発達教材レベルアップ せいかつ(上)                  | 生活、保健、家庭 |
|                          | 519                                  | 認知発達教材ジャンプアップ カレンダー・とけい・おかね           | 算数、数学    |
|                          | 520                                  | 認知発達教材ステップアップ かず・すうじ                  | 算数、数学    |
|                          | 522                                  | 認知発達教材レベルアップ お金と時計の文章題                | 算数、数学    |
| 525                      | 認知発達教材レベルアップ 集中力、注意力アップのためのトレーニングシート | 生活                                    |          |
| 全音楽譜<br>64-3             | 501                                  | リズムに強くなりたい リズムあそび編CD付                 | 音楽       |
| 育成会<br>64-11             | 506                                  | 自立生活ハンドブック11 ひとりだち(改訂版)               | 家庭、生活、社会 |
|                          | 507                                  | 自立生活ハンドブック12 自分をまもる                   | 家庭、生活、社会 |
| 東洋館<br>70-8              | 501                                  | くらしに役立つ社会                             | 社会       |
|                          | 503                                  | くらしに役立つ数学                             | 数学       |
| PHP研究所<br>77-1           | 555                                  | 日本のくらし絵事典                             | 生活、社会    |
| ブティック社<br>78-15          | 502                                  | 楽しく折ろう! かわいいおりがみ全書改訂版                 | 美術       |
| 毎日コミュニケー<br>ション          | 501                                  | 大きな字だからスグ分かる! パソコン入門基本のキホン編           | 生活、技術    |
| 明治図書出版<br>84-1           | 510                                  | グレーゾーンの子どもに対応した 算数ワーク中級編2             | 算数、数学    |
|                          | 511                                  | グレーゾーンの子どもに対応した 作文ワーク中級               | 国語       |
| 黎明書房<br>92-1             | 504                                  | 改訂版教科書よりおもしろい 歴史クイズ&地理クイズ124          | 社会       |

| 発行者名<br>(コード) | 図書<br>コード   | 一般図書名      | 種目    | 希望理由   |
|---------------|-------------|------------|-------|--|
| 東書 2          | 国語<br>c-101 | こくご☆       | 国語    | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 国語<br>c-102 | こくご☆☆      | 国語    | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 国語<br>c-103 | こくご☆☆☆     | 国語    | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 国語<br>c-701 | 国語☆☆☆☆     | 国語    | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 算数<br>c-101 | さんすう☆      | 算数・数学 | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 算数<br>c-102 | さんすう☆☆ (1) | 算数・数学 | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 算数<br>c-102 | さんすう☆☆ (2) | 算数・数学 | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 算数<br>c-103 | さんすう☆☆☆    | 算数・数学 | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 数学<br>c-701 | 数学☆☆☆☆     | 算数・数学 | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 音楽<br>c-101 | おんがく☆      | 音楽    | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 音楽<br>c-102 | おんがく☆☆     | 音楽    | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 音楽<br>c-103 | おんがく☆☆☆    | 音楽    | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               | 音楽<br>c-701 | 音楽☆☆☆☆     | 音楽    | 教科の内容がスモールステップでわかりやすく説明されているため、楽しく、無理なく学習内容を身につけていくことができる。 |
|               |             |            |       |  |
|               |             |            |       |  |
|               |             |            |       |  |
|               |             |            |       |  |
|               |             |            |       |  |
|               |             |            |       |  |
|               |             |            |       |  |
|               |             |            |       |  |
|               |             |            |       |  |
|               |             |            |       |  |

# 教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

## 1 平成22年度使用教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「附則第9条図書」という。）を除き、「教科書目録（平成22年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討委員会は教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。なお、平成22年度使用小学校用教科書については、平成21年度使用教科書と同一の教科書を採択する。平成22年度使用中学校用教科書については、社会（歴史的分野）以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことにかんがみ、社会（歴史的分野）以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にもっとも適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その手続きの一部を簡略化することができる。
- (3) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

## 2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

|   |   |   |
|---|---|---|
| 発行者の略号  | 自由社   | 清水書院  |
| 書名  | 新編 新しい歴史  | 新中学校 歴史<br>改訂版 日本の歴史と世界   |
| <p>内容</p> <p>①内容の選択と扱いは学習指導要領をすすめる上で適切であるか</p> <p>②生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習指導をする上にも適切であるか</p> <p>③現代の社会生活や科学・技術の進歩に適応したものが必要に応じて選ばれているか</p> <p>④地域の特性が考慮されているか</p> <p>⑤他の教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間との関連が必要に応じて配慮されているか</p> <p>⑥基礎的・基本的内容及び発展的な内容の取り扱いが適切であるか</p> | <p>① 世界四大文明やヨーロッパなど、世界史の記述が少なく、世界の中の日本という視点がやや少ない。</p> <p>① 年号や年代に関する記述が少ない。</p> <p>② 天皇や神話などに関する記述や詳しい説明が多く、天皇に関する記述では、敬語をつかっており文体が変わる。</p> <p>② 太平洋戦争を大東亜戦争と記述したり大東亜共栄圏、大東亜会議、大東亜共同宣言等の説明があるなど、他の教科書と比べると表記の差がみられる。</p> <p>② 日本史に関しては、内容がたいへんに詳しく書かれているのであるが、中学生にとっては情報量が多すぎやや難解と思われる。</p> <p>③ 「歴史この人」という人物コラムが大きくとってあり、学習内容への興味関心を人物から深めることができる。</p> <p>③ 各所に復元資料や現在の姿の写真を多く取り入れている。</p> <p>③ 拉致問題や日本人のノーベル賞受賞者など最近の新しい話題にも対応している。</p> <p>④ 二宮尊徳について扱われていて、地域の特性を生かせる。</p> <p>④ 地域学習に関する記述が少ない。</p> <p>⑤ 「歴史この人」で扱っている人物の紹介は道徳の授業にも関連している。</p> <p>⑤ 「その日、歴史は」「歴史へゴー」のページでは発展的な内容を扱っている。また、京都・奈良への修学旅行などへの動機づけとなるような資料・写真が多い。</p> <p>⑥ それぞれの章のあとに歴史の豆辞典というまとめがあり、知識のまとめができる。</p> <p>⑥ 毎ページ「ここがポイント！」という欄があり、まとめとなるポイントが明示してある。</p> | <p>① 学術上意見が分かれる場合は、その両方をあげている。邪馬台国の位置や聖徳太子像の解説など相違する説も載せる配慮がみられる。</p> <p>① 年号や西暦などの年代の表し方の解説が丁寧である。</p> <p>② 1テーマ分の内容に出てくる地域名を左下に地図で示す配慮があり、地理的分野との関連がうかがわれる。</p> <p>② ホームページアドレスが1ページにわたり解説されており、9カ所が紹介されている。</p> <p>③ 各所に復元資料や現在の姿の写真を取り入れている。</p> <p>③ 年代測定法などの科学的な根拠が詳しく解説されている。</p> <p>④ 「身近な地域を調べよう」では3カ所6ページにわたって地域学習の仕方が詳しく紹介されている。</p> <p>⑤ 「歴史のとびら」というページで資料の見方や調べ方を扱い、他教科にも応用ができる。</p> <p>⑤ 調べ学習のページが9ページにわたり詳しく解説されている。</p> <p>⑥ 「深める歴史」というページで世界の歴史を多く扱い、日本の歴史と関連づけやすい。</p> <p>⑥ それぞれの章のあとに学習をまとめようというまとめがあり、問題形式で知識の確認ができる。</p> |
| <p>構成・分量・装丁<br/>組織・配列<br/>内容が全体として系統的・発展的に組織・配列されているか</p> <p>分量<br/>①各内容の分量とその配分は適切であるか<br/>②標準の授業時数で指導できる分量か</p> <p>装丁<br/>体裁がよく、堅ろうであるか</p>   | <p>① 系統的に組まれている。</p> <p>② 見開き2ページ1テーマで分量・配分とも適切である。</p> <p>紙質が良く装丁もよい。</p>  | <p>① 系統的に組まれている。</p> <p>② 見開き2ページ1テーマで分量・配分とも適切である。</p>   |
| <p>表記・表現</p> <p>①文章表現や用語などの使用は適切であるか<br/>②漢字・かなづかい・計量単位などの使用は適切であるか<br/>③文字及び図版の印刷は適切であるか<br/>④文字の大きさ・字間・行間・書体は適切であるか<br/>⑤文章・図版などの割付けは適切であるか</p>   | <p>① 使用されている用語が少々難しい。</p> <p>② おおむね適切である。</p> <p>③ 適切である。</p> <p>④ 書体は適切であるが、文字が小さく読みづらい。特にルビは小さくて読みづらい。</p> <p>⑤ 図版や文書資料が多く載っているため、1ページ内が狭く感じる。写真が大きく見やすい。巻末の折り込みでない年表はすっきりとしている。</p>  | <p>① おおむね適切である。</p> <p>② 固有名詞にルビがふってあり適切である。</p> <p>③ 適切である。</p> <p>④ 太ゴシック体が少なくすっきりとしている。</p> <p>⑤ ページ全体でほどよくすき間もあり見やすくなっている。写真は全体的に小さい。年表を境に1年時の学習範囲と2年の学習範囲にわけられており分かりやすい。</p>   |

| 発行者の略号   | 東京書籍   | 清水書院  | 大阪書籍  | 教育出版   |
|----------|--|---|---|--|
| 書名       | 新しい社会歴史  | 日本の歴史と世界  | 中学校社会歴史的分野  | 未来を見つめて  |
| 内容       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最初に調べ学習のページがある。</li> <li>・年代の表し方の記述が簡略。</li> <li>・「地域の歴史を調べてみよう」という頁が用意されており、取り上げられた地域（堺・札幌・横浜等）では有効活用がしやすい。</li> <li>・小さな資料は現物大。大きな資料にはサイズを付すことで生徒が具体的にイメージしやすい</li> <li>・年代測定については1頁で解説。炭素による測定も説明。弥生時代が500年遡る可能性も説明。</li> <li>・「拉致問題」「二大政党化」への動きも取り上げられている。</li> <li>・ホームページアドレス等の記載がない</li> <li>・「地域の歴史を調べてみよう」という頁で地域の特性を生かす考慮がされている。</li> <li>・「江戸のリサイクル社会」を取り上げ、環境問題との結びつきを意識している。</li> <li>・発展的な内容として、「地域の歴史を調べてみよう」「深めよう」「歴史スキルアップ」というページをこまめに配置して、地域の歴史を発展的に扱うことができるように工夫されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学説上意見が分かれる場合は、その両方を掲げている。（特に邪馬台国の位置）</li> <li>・最初に調べ学習のページがある。</li> <li>・年号や西暦などの年代の表し方が丁寧。</li> <li>・各頁に日本の旧藩名や旧国名を示した日本地図が必ず配置され、「地理分野」との関連を意識した構成になっている。</li> <li>・「歴史のとびら」「深める歴史」「身近な地域」などの資料や調べ学習があり、発展的な学習を行うことができる。</li> <li>・ホームページアドレスは1頁にわたり9カ所を紹介。</li> <li>・年代測定は2頁にわたり詳しく説明。</li> <li>・「身近な地域を調べよう」というコーナーで地域学習の仕方が紹介されている。</li> <li>・「歴史のとびら」という頁で資料の見方や調べ方を扱い、他教科にも応用ができる。</li> <li>・発展的な内容のページに世界史の流れを必ず記載しており、教科書本文で日本史の通史部分を基本的に押さえ、発展的内容で世界の動きを押さえるという形が明確。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最初に調べ学習のページがある。</li> <li>・アトムをキャラクターに据え、親しみやすい。各章の始めに見開きの見やすい地図が掲載されて理解が容易。最初だけではなく途中でもアトムを登場させて欲しかった。</li> <li>・「歴史を掘り下げる」のコーナーを設け、弥生時代の幕開けが500年早まるかもしれないという新聞記事を積極的に取り上げて興味関心を引きつけている。</li> <li>・各所に復元資料、コンピュータグラフィックの写真を入れている。</li> <li>・ホームページアドレスは2頁。78ヶ所あり詳しい。</li> <li>・「身近な地域にアプローチ」や「チャレンジ学習」などで、草戸千軒、堺、倉敷等が取り上げられている。しかし、西日本の都市中心であるのが難点。</li> <li>・「チャレンジ学習」で「江戸の暮らしから環境を考える」＝環境、「歴史を掘り下げる」で「平等な社会をめざして」＝人権、の分野で総合的学習と関連ができる。</li> <li>・「歴史を掘り下げる」「チャレンジ学習」のページで学習内容を補充し、深化させている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表会のページが最初にある。</li> <li>・年号・年代についての記述が簡略。</li> <li>・各節のタイトルが「アウシュヴィッツのユダヤ人」や「火を吹く38度線」等、生徒の興味関心を引くようなものとなっており、その上にある写真と関連づけてある。</li> <li>・ホームページアドレスは3頁。89ヶ所あり、かなり詳しい。</li> <li>・年代測定の記述はない。</li> <li>・各所に復元資料や現在の姿を入れている。</li> <li>・「地域の大正・昭和初期ウォッチング」と題して街角に注目することで地域に目を向けるような構成になっている。</li> <li>・「ご近所探検隊」により、地域の歴史の学び方や手順が示されている。</li> <li>・「外国に愛された人々」として、杉原千畝、浅川巧を取り上げ、国際理解教育との関連がはかられている。</li> <li>・地理的分野と関連づけて、重ね合わせ地図により、旧国名と現在の都道府県名の確認ができるようになっている。</li> <li>・見開き1テーマの中に「やってみよう」というコーナーがあり、学習の深化が図れるように工夫されている。</li> </ul> |
| 構成・分量・装丁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統的に組織され、内容の配分、分量、装丁に問題はない。</li> <li>・「地域の歴史を調べてみよう」を組み入れたため、世界史的な流れを歴史の流れの中できちんと押さえることが難しい。</li> <li>・見開き2ページ1テーマで本時の学習課題につながる構成になっている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統的に組織され、内容の配分、分量、装丁に問題はない。</li> <li>・世界史の流れがほぼ時系列に沿って配列されており、日本史と世界史の関連づけがしやすい。</li> <li>・見開き2ページ1テーマで最初に学習のねらいや考えさせる視点が示され授業が展開しやすい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統的に組織され、内容の配分、分量、装丁に問題はない。</li> <li>・世界史の流れを本文の中でより多く取り上げていこうとする構成になっている。</li> <li>・見開き2ページ1テーマで分量配分とも適切である。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統的に組織され、内容の配分、分量、装丁に問題はない。</li> <li>・世界史の流れを本文の中でより多く取り上げていこうとする構成になっている。</li> <li>・見開き2ページ1テーマで本時の学習課題につながる図版をもとに授業を組み立てることができる。</li> </ul>  |
| 表記・表現    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現・用語の使用、印刷、文字の大きさ・書体・行間は、おおむね適切である。</li> <li>・各ページにある図版が大きく見やすい。また、インパクトの強い資料を数多く揃えている。その写真・図版を中心に授業を進める構成になっている。写真の中の説明文等が入り見にくい面もある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現・用語の使用、印刷、文字の大きさ・書体・行間は、おおむね適切である。</li> <li>・図版や写真が見やすく読みやすく、学習内容が深まるよう工夫されている。写真は、全体的に小さめである。</li> <li>・太文字ゴシック体が少なくすっきりしている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現・用語の使用、印刷、文字の大きさ・書体・行間は、おおむね適切である。</li> <li>・各時代の文化に関するページに数多くの図版が掲載され、写真・資料が鮮明で見やすく、生徒の関心を引きつける工夫がされている。</li> <li>・太文字ゴシック体が少なくすっきりしている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現・用語の使用、印刷、文字の大きさ・書体・行間は、おおむね適切である。</li> <li>・太文字ゴシック体が少なくすっきりしている。</li> <li>・間に挟まれた年表は、多くの興味深い図版を多数取り上げている。しかし、1年の学習範囲の途中のページに3枚年表が挟まり、授業で使用するにはいちいち探す手間がかかる。</li> </ul>   |

| 発行者の略号   | 扶桑社   | 日本教出版   | 日本書籍新社  | 帝国書院  |
|----------|---|---|---|---|
| 書名       | 新しい歴史教科書  | 日本の歩みと世界  | わたしたちの中学社会歴史的分野   | 日本の歩みと世界の動き   |
| 内容       | <ul style="list-style-type: none"> <li>年号・年代に関する記述が最初でない。</li> <li>最初に調べ学習のページがある。</li> <li>大東亜戦争、大東亜共同宣言、大東亜会議等の説明が見られる。</li> <li>神武天皇、孝明天皇、醍醐天皇、安徳天皇、昭和天皇、遣欧天正少年使節4名の人名等、多くの人物が登場する頻度が高い。</li> <li>ヨーロッパの歴史や宗教の扱いが小さいので世界と日本の関わりの記述が少ない。</li> <li>「人物コラム」として「源頼朝」のようによく知られている人物以外に他書では余り取り上げられない人物もタイミング良く掲載され、興味関心を引くが、「読み物」資料としての性格が強い。</li> <li>復元資料や現在の姿の写真を入れて現代社会に適應している。「拉致問題」も写真入りで取り上げられている。</li> <li>ホームページアドレス1頁16ヶ所紹介</li> <li>「古墳探訪」等で地域の歴史も取り上げられている。説明文も詳しい。</li> <li>「奈良・京都の文化遺産を調べてみよう」のページは、修学旅行への動機付けがしやすい。「人物コラム」は道徳に関連している。</li> <li>「読み物コラム」「課題学習」で発展的な学習ができるようになっている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>暦と時代区分に関する記述が簡略。</li> <li>節の冒頭に「学習の課題」と「課題の追究」を示すことで、自らの力で意欲的に学びながら課題解決力を育成するように構成されている。</li> <li>「タイムトラベル」のコーナーを設け、それぞれの資料から生徒が主体的に学ぶことのできる工夫がなされている。</li> <li>復元資料や現在の姿の写真を入れて現代社会に適應している。</li> <li>ホームページアドレスの記載は、各頁の下の欄外に65ヶ所記載されているが、小さく見にくい。</li> <li>「身近な市や町から」というコーナーを設け、「国府跡を訪ねよう」「十三湊の陶磁器」「古地図から見た唐津」などユニークな観点から身近な地域の歴史を取り上げている。</li> <li>「女性と子どもの歴史」というコーナーを設け、女性や子どもの人権の発達という観点から関連づけができています。</li> <li>「もっと知りたい」というコーナーを設け、「農耕型の社会と遊牧型の社会」「イスラーム世界の形成」等発展的な内容について4ヶ所を押さえている。「タイムトラベル」には問いもあり、基礎基本をおさえつつ、発展的な学習ができるよう配慮されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>年代の表し方が簡潔で、年号の解説が詳しい。</li> <li>かなり詳しい歴史の記述が多く、網羅的な部分が多い。歴史の事項が数多く盛り込まれ、ゴシック体も多い。「さらに深める学習」のコーナー以外で自主的・自発的な学習活動は難しい。</li> <li>復元資料や現在の姿の写真を入れて現代社会に適應している。</li> <li>ホームページアドレスの記載がない。</li> <li>年代測定について1頁で解説している。</li> <li>「地域の歴史を調べよう」と題して、「行ってみよう」「調べてみよう」「考えてみよう」と段階を追って調べ方が提示されている。</li> <li>「歴史の中の子どもたち」というテーマで時代を超えて5ページが用意されている。</li> <li>「さらに深める学習」として「人類の祖先を求めて」「身分撤廃を求めて」など19テーマを配列してあるが、文字が本文以上に小さく多くの中学生には取っつきづらい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>年代の表し方が簡略。</li> <li>日本と世界(東アジア)の関係の視点を重視して扱っている。</li> <li>教科書の最初に調べ学習のページが16ページ用意されており、丁寧。</li> <li>「タイムスリップ」のイラストは、写真などより分かりやすく自発的な活動を促す効果は高い。</li> <li>各章に博物館・資料館を扱い、内容を調べるためのホームページアドレスも5×5=25ヶ所、さらに巻末に26ヶ所掲載され現代社会に適應している。</li> <li>年代測定の記述はない。</li> <li>「地域調査にでかけよう」「歴史の舞台」等のコーナーを通じて地域の歴史を自発的に学習する工夫がなされている。</li> <li>体験レポートのコーナーでは、「火おこし」「十二単を着てみよう」「よろいかぶと作り」など総合的学習を意識した構成になっている。</li> <li>時代の本質を突いた導入図版・因果関係のある本文展開、内容を補足する資料、図版を効果的に組み合わせているので基本的内容がおさえやすい。</li> <li>「歴史の舞台」「歴史に挑戦」などで発展的学習ができる配慮がされている。</li> </ul> |
| 構成・分量・装丁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>系統的に組織され、内容の配分、分量、装丁に問題はない。</li> <li>見開き2ページ1テーマで分量配分とも適切である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>系統的に組織され、内容の配分、分量、装丁に問題はない。</li> <li>見開き2ページ1テーマで分量配分とも適切であるが、部分的に例えば、綱吉→吉宗→田沼→松平を1時間の枠内におさめるのは厳しい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>系統的に組織され、内容の配分、分量、装丁に問題はない。</li> <li>見開き2ページ1テーマで最初学習のねらいや考えさせる視点が示され、最後にまとめや学習課題が示されているので学習の助けとなる。</li> <li>綱吉→吉宗→田沼→松平や絶対王政・権利章典・アメリカ独立・啓蒙思想・フランス革命を1時間でおさめるのは厳しい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>系統的に組織され、内容の配分、分量、装丁に問題はない。</li> <li>見開き2ページ1テーマで分量配分とも適切である。</li> </ul>   |
| 表記・表現    | <ul style="list-style-type: none"> <li>印刷、文字の大きさ・書体・行間は、おおむね適切である。</li> <li>文章表現が硬く、使用されている用語が中学生には少し難しい。</li> <li>文字が1行28文字で構成され、若干小さい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>表現・用語の使用、印刷、文字の大きさ・書体・行間は、おおむね適切である。</li> <li>「見て・感じて・つかむ」というコーナーを設け、オリジナルな図版も多いが、中学生にはとっつきにくい感じもする。</li> <li>冒頭の日本地図は便利だが、4枚続きは使いつらい。</li> <li>年表は充実して、1・2年の学習のちょうど間になり使いやすくなっている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>表現・用語の使用、印刷、文字の大きさ・書体・行間は、おおむね適切である。</li> <li>文字は1行28文字で若干小さく、細めに見える。</li> <li>各章のはじめに大きな写真や図版を配置してあるが、授業で扱うには難しい構成である。本文中の図版や資料は他社に比べてやや小さく、文字が多い。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>表現・用語の使用、印刷、文字の大きさ・書体・行間は、おおむね適切である。</li> <li>紙質が良く図版・写真が見やすい。</li> <li>イラストや歴史地図など図版は多いが、文章の割付が適切で読みやすいという捉え方と文と図版がこみいった感があるという両方の意見が出された。</li> <li>各ページのマークが効果的に配置され、学習に取り組みやすい。</li> </ul>  |



|  |                 |     |        |
|--|-----------------|-----|--------|
| 種目   | 国語（国語）          | 発行者 | 東京書籍   |
| <p>例示が具体的で分かりやすい点と、各観点の配列が「読む」から他の3観点「話すこと・聞くこと」「書くこと」に続く形で単元が構成されている点が良い。読書に親しむ観点からも、意欲を喚起される工夫がなされている。用語の意味、類義語・対義語や例文等が詳しく、語句の広がりを持たせるように配慮されている。</p> |                 |     |        |
| 種目   | 国語（書写）          | 発行者 | 光村図書出版 |
| <p>書写学習の意義について扱っており、社会生活の中で文字を書くことの意義を明確に示している。筆順についても丁寧な説明と楷書と行書の具体的な違いが説明されている。また、毛筆の線の力強さや美しさがよい。風格ある古典が鑑賞でき、臨書もしっかり学習できる。</p>                        |                 |     |        |
| 種目   | 社会（地理的分野）       | 発行者 | 帝国書院   |
| <p>地理の基本的な事項のおさえや、調べ方についての丁寧で分かりやすい記述と地理的な見方を養うヒントがあり優れている。意欲を喚起する点からも、カルタ作りや旅行ガイド作りなどを取り入れているなど、生徒の地理的な関心を引く配慮がなされている。</p>                              |                 |     |        |
| 種目   | 社会（地図）          | 発行者 | 帝国書院   |
| <p>地図帳の使い方や地図記号についてよく書かれていて学びやすい。情報量が豊富であり、調べ学習への配慮がなされている。巻末の索引の数、部分図を含めた地図の数、グラフ等の統計資料の数も多い。</p>   |                 |     |        |
| 種目   | 社会（歴史的分野）       | 発行者 | 清水書院   |
| <p>歴史の流れの時系列では、日本史と世界史の同時代のことが比較的近いページに記述してあり分かりやすい。世界史の記述も丁寧で、特集ページを含めて分かりやすい配列になっている。郷土に愛着を深める点からも、戦国時代の北条早雲を取り上げている。「身近な地域を調べよう」で地域学習の仕方も丁寧でよい。</p>   |                 |     |        |
| 種目   | 社会（公民的分野）       | 発行者 | 清水書院   |
| <p>調べ方という点から、こまめに調べる課題が用意されている。授業の発展として取り組みやすい。また、現代社会の問題点を発展的に考えさせようとする工夫もよく、取り上げるタイミングも授業の流れに合っている。憲法学習は三大原則を中心として、章を独立させることによりきめ細かく扱えるようになっている。</p>   |                 |     |        |
| 種目   | 数学              | 発行者 | 東京書籍   |
| <p>基本的な構成として、生徒の理解度に即した学習展開が図れる点で優れている。作業、観察、実験、調査などの活動が適度に取り入れられている。課題学習の題材や発展的な学習について豊富で多く扱われている。点の移動や図形の変形の様子が動画的に捉えられる工夫がなされている。</p>                 |                 |     |        |
| 種目   | 理科（第1分野【物理・化学】） | 発行者 | 東京書籍   |
| <p>文字や図版が適切で、配列や大きさの工夫などから、生徒に印象をより深めるつくりになっている。また、課題を解決するための視点・考えよう・調べようが設けられている。また、話し合う場面を設定していて、生徒が学習に主体的に取り組めるよう配慮されている。</p>                         |                 |     |        |
| 種目   | 理科（第2分野【生物・地学】） | 発行者 | 東京書籍   |
| <p>文字や図版が適切で、配列や大きさの工夫などから、生徒に印象をより深めるつくりになっている。また、生徒の思考の過程を大切にする学習内容の構成をしている。神奈川県地形を多く紹介している。また、小田原の地層の紹介もあり、生徒の興味・関心を深めることができる。</p>                    |                 |     |        |

|   |             |     |        |
|---|-------------|-----|--------|
| 種 目   | 音楽（一般）      | 発行者 | 教育出版   |
| <p>幅広い視野で編集されており、発声についても基本をおさえつつ、曲によって生徒に考えさせようとする姿勢であり、伸びやかに音楽学習ができる。歌唱曲については、バリエーションに富んだ選曲がなされている。鑑賞曲について独立した配列で各曲を詳しく扱っている。</p> <p>分量が多く選択肢が豊富であり、生徒の実態に合った選曲が可能である。</p> |             |     |        |
| 種 目   | 音楽（器楽合奏）    | 発行者 | 教育芸術社  |
| <p>広い視野で編集されている。曲数が豊富で曲の説明や作曲者のカラー写真等が添えられ、表現と鑑賞の一体化が図られている。ギター、邦楽、アンサンブルという流れで生徒が興味を持って学習を進めることができる。</p>   |             |     |        |
| 種 目   | 美術          | 発行者 | 光村図書出版 |
| <p>優れた作品に触れることに重きを置いて、創作意欲を引き出すという視点で作られていて、生涯学習につながるよさがある。レイアウトや印刷の色合いも質が高く、生徒により作品に触れる機会を与えることができる。</p>   |             |     |        |
| 種 目   | 保健体育        | 発行者 | 学習研究社  |
| <p>内容が精選され、資料やグラフを多く載せ、より身近な題材を取り上げ、生活に結び付けて考えやすいように配慮されている。生徒が自主的な学習に取り組めるように発問や表記が配慮されている。</p>  |             |     |        |
| 種 目   | 技術・家庭（技術分野） | 発行者 | 開隆堂    |
| <p>基礎的・基本的な内容に重点を置き、発展的な資料や実習例が明確に整理され、学習内容の精選や配列という点でよい。実習時の活用のしやすさという点でも、とても見やすく使いやすい。</p>  |             |     |        |
| 種 目   | 技術・家庭（家庭分野） | 発行者 | 開隆堂    |
| <p>基礎的・基本的な内容に重点を置き、発展的な資料や実習例が明確に整理され、学習内容の精選や配列という点でよい。実習時の活用のしやすさという点でも、文字の大きさが全体的に統一され、文章と図のバランスがよく、レイアウトが上手にできている。</p>   |             |     |        |
| 種 目   | 英語          | 発行者 | 東京書籍   |
| <p>基本的な学習内容が的確に示されていて、学習した内容が身につくように配慮されている。使いやすさ、見やすさの点でインパクトのあるものになっていて登場人物の表情や動きも自然である。生徒の学習意欲を喚起して、発展的な内容や自ら考えて取り組める題材が用意されている。</p>                                     |             |     |        |

議案第 17 号

全国学力・学習状況調査の取り扱いについて

全国学力・学習状況調査の取り扱いについて、議決を求める。

平成 21 年 7 月 23 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

## 全国学力・学習状況調査の取り扱いについて

### 1 全国学力・学習調査に関する実施要領（文部科学省通知抜粋）

本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないよう十分に配慮する。

- (1) 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。ただし、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。

### 2 これまでの小田原市教育委員会の取り扱い

文部科学省が示す全国学力・学習調査に関する実施要領の目的や調査結果の取り扱いを踏まえ、序列化や過度な競争につながらないよう、数値化されている部分の公表（小田原市の平均、学校ごとの平均等）は一切行わない。

### 3 公文書公開請求について（小田原市情報公開審査会答申（別紙））

公開することが妥当とされた内容

- ・ 小田原市の平均正当率
- ・ 学習状況調査（児童生徒への質問・学校への質問）の結果

### 4 小田原市教育委員会の取り扱い（案）

小田原市情報公開審査会の答申を尊重して、小田原市の平均正答率及び学習状況調査の結果を開示することとするが、市民への公表に当たっては、数値がひとり歩きし、序列化や差別化、過度な競争による弊害が生じないよう工夫し、調査結果の分析に小田原市の平均正答率などの数値を盛り込んで示すこととする。

#### ① 請求者に対する開示

小田原市情報公開審査会の答申に従って開示する。

#### ② 市民への公表

平成21年度調査の分析結果がまとまり次第、これを公表する。

#### ③ その他

各学校に対しては、序列化や差別化、過度な競争による弊害を生じさせないよう、学校ごとの数値の公表は行わないよう理解を求める。

情審第 6 号

平成 21 年 6 月 30 日

小田原市教育委員会 様

小田原市情報公開審査会

会 長 石 嶋 襄

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 20 年 1 月 28 日付け教学第 103 号をもって諮問（諮問第 17 号）のあった  
公文書一部公開決定処分に対する異議申立て事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

異議申立人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）については、以下の部分を公開することが妥当である。

- 1 平成19年4月に実施した全国学力・学習状況調査（以下「本件調査」という。）について、小田原市（以下「本市」という。）の小学校6年の国語・算数及び中学校3年の国語・数学の平均正答率
- 2 学習状況調査（児童生徒への質問）の結果
- 3 学校状況調査（学校への質問）の結果

## 第2 本件請求の内容

異議申立人は、実施機関に対し、本件調査についての、（1）本市の小学校6年の国語・算数及び中学校3年の国語・数学の平均正答率、（2）本市内の学校別の平均正答率 ただし、下中小学校及び橘中学校に関するもの、（3）学習状況調査（児童生徒への質問）の結果、（4）学校状況調査（学校への質問）の結果、（5）結果についての学力の傾向などを分析した文書、（6）今後の教育施策・教育指導計画等の改善策をまとめた文書、（7）文科省及び県教委から市（町村）教委への実施要領及び結果の取り扱いについての通知文（行政資料）、（8）市（町村）教委から各学校への実施要領及び結果の取り扱いについての通知文について本件請求を行ったが、そのうち、本件処分により一部公開とされた上記（1）～（4）の文書（以下「本件文書」という。）を公開するよう求めているものである。

## 第3 異議申立ての経緯

- 1 異議申立人は、平成19年12月17日に、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件請求を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対し、本件文書は、条例第8条第4号の非公開理由（市等又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当し、公にすることにより教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるとして、平成20年1月7日付けで、本件処分を行った。

- 3 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成20年1月11日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対して異議申立書を提出した。

#### 第4 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立書、公文書一部公開理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

###### (1) 教育委員会、学校の説明責任

ア 43年ぶりに行われた本件調査は、それによって教育施策や教育指導内容が改善され学力向上に寄与するものと、保護者や地域住民の関心も高く、大きな期待が寄せられている。教育委員会・学校には、このような期待に応え調査結果を公開するとともに、傾向分析や考察を行い、今後の教育課程や学習指導方法の改善について保護者や地域住民に説明する責任がある。

イ 保護者や地域住民の期待、教育基本法・学校教育法の趣旨及び文部科学省の実施要領を踏まえれば、非公開とするのは著しい支障が相当程度確実かつ不可避である場合に限るべきであり、本件調査結果についてはむしろ積極的に公開し、教育施策や教育指導内容の改善に活かしていくべきである。

###### (2) 非公開情報とする根拠

文部科学省は、文部科学省が公表する以外の情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号「当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を根拠として、非公開情報として取り扱うとしている。そして、実施機関は、支障を及ぼすおそれとして、学校の序列化、過度の競争、市民の信頼を損なう、などを挙げ、調査結果を数値でなく、説明文書として既に公表した。しかし、これらの理由には以下に述べる通り合理的な根拠があるとは思えない。

ア 学校の序列化

各学校の情報が公開されると、数値を比較して順位付けがされるおそれはない。しかし、教育委員会・学校は調査結果を活用して、教育施策や教育内容の改善を図るため、数値は固定的なものではなく変化する。適切な改善が実行されれば、学校間の学力差は縮小し全体の学力も向上するはずであり、それが全国学力調査の目的でもある。また、公立小中学校には入学試験が無いので、上位校に優秀な児童生徒が集中することもなく、固定的な序列化が起こる可能性はほとんど考えられない。

#### イ 過度の競争

過度の競争とは、保護者や地域住民が学校に理不尽な圧力をかけることにより、学校が全国学力調査対策に走ったり、不正行為を働くような事態を想定しているものと思われるが、学力調査の趣旨や目的、調査結果は学力の特定の一部に過ぎないし、調査結果については、教育委員会・学校が自らの問題として適切に管理することができるはずのものである。小田原市の教育委員会・学校にそのような見識が欠如しているとは思えない。また、児童生徒は校外の進学塾や予備校等で、さらなる学習の機会を得る傾向にあり、いまさら過度の競争は起きるはずがない。

#### ウ 市民の信頼

文部科学省は、平成18年6月に通知した実施要領の「調査結果の取り扱いに関する配慮事項」で、調査結果の公開を制限することを前提に調査を実施したので、それに反して情報を公開することは調査の実施方法に対する国民の信頼を損なうと述べているが、実施要領において「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。」としており、今回の情報公開申請は実施要領の趣旨に反するものではない。それどころか、情報公開を拒否した場合は「よほど成績が悪いのではないか」「学校間に極端な学力差があるのではないか」「教育委員会・学校は学力向上に不熱心なのではないか」というような噂や誤解を生み、教育委員会・学校に対する保護者や地域住民の信頼を損ねることになりかねない。



## エ 数値でなく文章で説明することについて

数値を用いなくても全体の傾向などを文章で説明すれば、説明責任を果たすことができるという主張であるが、数値のデータを文章表現で説明するということは不可能である。「ほぼ」「若干」「少々」「ほとんど」などと言われてもほとんど判らない。成績が向上した場合の「かなり」「大幅に」「目に見えて」「画期的」なども同様である。しかも人によって受け止め方が大幅に異なるため、共通の理解をうることが出来ない。従って、いくら調査結果を分析し改善策を立てたとしても、それが適切であるかどうか判断ができない。

## オ 本市の事情に照らした非公開理由の正当性について

実施機関が非公開とした理由は、ほぼ全国的に同じような理由が述べられていて、本市の実施機関及び教育の事情に照らした正当性の理由として理解ができない。

以上の通り、「支障を及ぼすおそれ」はいずれも根拠が薄弱で、教育委員会・学校が適切に管理できるものであることは明らかである。

## (3) 公開によるメリット

調査結果を公開することは大きなメリットがある。

### ア 保護者や地域住民との信頼関係と協力体制

公教育は、学校・保護者・地域住民が協力して取り組むことが大切で、学校が保護者や地域住民の協力をうるためには、「開かれた学校」として教育方針を始めとする学校の情報や課題を積極的に提供し共有することが不可欠である。本件調査結果についても、積極的に情報提供することにより、保護者や地域からの建設的な助言や提案が期待でき、相互の信頼関係も強化され、結果的に全体的な学力向上などに寄与するものと思われる。

### イ 学力向上の促進

本件調査結果が広く公開されていれば、成績のよい教育委員会や学校の取り組みを参考にすることが容易になり、優れた教育施策・教育課程・学習指導方法などが、教育委員会・学校間で短時間のうちに共有され、児童生徒の学習環境の改善や学習意欲の向上にも役立つと思われる。

また、教育施策や教育指導方法などが、教育委員会・学校間で情報交換

が活発に行われ、相互に切磋琢磨するという適度な競い合いが生まれれば、学校間・地域間の学力格差の縮小や全体のレベルアップに大いに寄与するものと期待できる。

#### ウ 継続的な検証改善サイクルの確立

文部科学省は「平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について（通知）」において、「（本件調査についての）取り組み等を通じて、教育における継続的な検証改善サイクルを確立することが求められる」と述べている。保護者や地域住民も、こうした取り組みを通じて着実に学力が向上していくことを期待している。しかし、調査結果が公開されず定性的な説明だけでは、正確な理解も適切な評価も不可能である。したがって、教育委員会や学校の真摯な努力により学力が向上したとしても、保護者や地域住民の正当な評価を受けることができない。これでは、教育委員会や学校・教職員の改善意欲にもつながらず、検証改善サイクルを確立することもできない。調査結果を学校・保護者・地域住民が共有して初めて検証改善サイクルの確立が可能となる。

#### （4）他の自治体の公開事例

東京都、和歌山県、秋田県、神奈川県横浜市及び広島県三次市などは、本件調査に先駆け独自の学力テストを実施し、調査結果を積極的に公開している。それによって、学校の序列化や過度の競争が生じている証拠はない。積極的に情報を公開し、学力向上に役立てており、情報公開が事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすという見解は、一面的なものに過ぎない。

#### （5）実施要領に違反する処分

本件調査結果の公開方法について、文部科学省は学力調査の実施要領において、公開の実施機関として、文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校と定めているが、情報公開手続きにおいて学校は情報公開の実施機関とされていないため、便宜的に教育委員会が実施機関となっている。今回の場合、本件調査結果を学校が自主的に公開するか、あるいは非公開とするかの判断を、実施機関によって制限されたのであるから、実施要領に違反する実施機関による違法行為である。

#### （6）裁量権の拡大解釈

実施機関は、条例第8条第4号の規定を適用して裁量権を主張するが、一部公開（数値の非公開）とすることの公益を実証せずに、「臭いものには蓋」するがごとき一部公開処分は、裁量権の濫用であり違法である。

個別の学校の数値についても、今も学区内に居住する卒業生として、在校生により良い環境を整備できるよう協力する機会を喪失させるものである。

(7) 学力テスト結果の情報公開に関する判例

大阪府枚方市が平成15年度、16年度に市立中学校で行った学力テストの学校別成績を公開しないのは違法として、非公開決定の取り消しを求めた訴訟の判決が平成19年1月に大阪高裁であった。結局、市教委の主張（序列化、過度の競争を招く、生徒の学習意欲を低下させるおそれ）は根拠がないと退けられ敗訴が確定し、学校別成績が公開された。

(8) 以上の理由により、本件処分は不当である。

## 第5 実施機関の主張の要旨

公文書一部公開理由説明書、口頭意見陳述、補足資料及び関係資料によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件調査の目的は、実施要領によると、「全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。」  
「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。」こととなっており、調査結果は、当該校や教育委員会が学習指導方法や教育施策の改善に役立てるためのデータであり、学校間の結果を比較するためのものではない。
- 2 学校間の序列化や過度な競争につながらないようにするため、実施主体である文部科学省が定めた「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」では、「市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。」と示されている。さらに、本件調査で測定できるのは、あくまでも学力の特定の一部であるとされている。
- 3 各教科には、様々な領域や分野があり、領域ごとに、あるいは設問ごとに解答状況や誤答の傾向などを踏まえて結果を考察し、今後の教科指導に活かしていくべき

であると考え。従って、教科全体の平均正答率を示しただけでは、学力を調べる調査の結果の説明をしたことにはならないものとする。

- 4 数値を公表することにより、数値のみが一人歩きしてしまい、過度の競争意識が生まれ、点数至上主義となるおそれがある。そこで、市全体の結果についても過度な競争や序列化、差別化に結びつく数値を用いた公表をせず、傾向とその分析等についての公表とし、今後の指導改善に活かしていくこととした。

さらに、本市や各学校の規模を母体とする平均正答率や、今回のような問題構成の調査の平均正答率がどのような意味を持つのか説明がない状態で、数値のみが広がっていくことは、結果についての誤った認識を招きかねないものとも考える。

- 5 このような中で学校ごとの教科全体の平均正答率の数値データのみを公表してしまうと、それだけで学校間の学力の優劣がつけられてしまうおそれがある。その必ずしも適切であるとは言えない序列によって、低い結果とされた学校に通う児童生徒の劣等感や意欲の低下、保護者の不安感をいわずらに招くおそれがあり、過度な序列化や差別化が危惧される。

- 6 数値がクローズアップされることによって、学校では、幅広い学習指導方法の改善という本来の目的から反れ、基本的な知識や技能といった学力の一部分に焦点化して作成されている本件調査問題に即した指導や、数値の向上に傾倒した指導が行われてしまうおそれがある。また、保護者からもそのような指導を強く要望されるおそれがある。

- 7 実施要領では、市全体の結果の公表については、市教育委員会にゆだねるとされているが、本市としては、あくまでも平均正答率の数値のみでなく、多角的な分析に基づいた公表とし、それに基づいた指導改善をしていく必要があると考えている。各学校が自校の結果を捉える際にも解答の内容や誤答の傾向なども含めた同様な分析を行っていくことが望まれる。

- 8 過度の競争、序列化、差別化が生じてしまった場合には、本件調査の今後の実施に当たって、適正な実施が妨げられる懸念が否定できないだけでなく、学校教育活動への支障が生じるおそれがある。

- 9 市内の中学校の学区の中には、全国と比較し平均正答率がプラスの小学校から来た生徒とマイナスの小学校から来た生徒とで構成される学区があり、平均正答率の数値が公表された場合、「できる学校」からきた生徒、「できない学校」からきた生徒

といった感情が、児童生徒及び保護者に生じるおそれがある。

- 10 学校によっては、学校生活における人間関係をめぐる問題、集団への不適応、または家庭環境などから、不登校、いじめ、暴力行為等へとつながっている学校もある。これまで生徒指導体制の充実を図ってきたが、このような現状において数値を公表すると、その学校への入学を控えた子どもたちが不安感を生じるおそれや、同校に在籍している子どもたちのやる気をなくす等の混乱が生じるおそれがある。
- 11 本件文書が公開されれば平成20年度の結果も公開することとなり、本件調査結果と比較することが可能となる。2年間で平均正答率の数値が大きく下がっている学校の中には、2年間に特別な事情を抱える児童生徒が在籍する学校もあり、数値を公表すると、その特別な事情を抱える児童生徒に劣等感が生じ、やる気をなくすおそれがあるとともに、他の児童生徒や保護者から、そのクラスや児童生徒のために、学校の平均正答率が下がったと言われる等、中傷やいじめが生じるおそれがある。
- 12 学校名を出さずに平均正答率の数値のみを公開する方法も考えられるが、どの学校が上位で下位の学校はこの学校といった、市民の評価・予測・憶測が出る可能性がある。
- 13 本市の場合、学区は決まっているが、平成17年度から学区の弾力化を多少設けた結果、ある特定の学校に通う児童生徒が増えたという事実がある。
- 14 本市は古い城下町で、学区ごとに地域性を有しており、意識の古い方もいると聞くので、各学校別の平均正答率の数値を公開すると、成績が上位の地域と下位の地域といったレッテル貼りが出てくるおそれがある。また、地域特性と成績とを関連付けて考えられる可能性がある。
- 15 本市の小学校6年及び中学校3年の教科別平均正答率の数値を公開した場合、他市との比較が出て、各学校は平均正答率を上げることに走るとともに、保護者は、自分の子どもが在籍する学校の成績を気にして、学校ごとの数値の比較、競争にも波及する懸念がある。
- 16 学習状況調査（児童生徒への質問）の結果を公表すると、教科に関する調べと同様に、他の自治体との数値を一覧表にすることができ、自治体間の序列化につながるばかりでなく、過度な啓発・風評が起こることにより、家庭に課題のある

児童生徒は、自分の家庭環境に自信を無くしていく。また、教科に関する調査の平均正答率との相関があいまって、保護者・子どもたちが「家庭に課題がある」児童生徒への不信感を生み出しかねない。さらに、自治体間の序列化・過度な啓発が起こることにより、「朝食を毎日食べる子・学校のきまりを守っている子は正答率が高い」など、自治体や学校は生活改善まで競い合う危険がある。

- 17 学習状況調査（学校への質問）結果が公開されることにより、学習状況調査の母数は小学校25校、中学校が12校と少ないので、その地域性から学校がある程度特定され、「就学援助の子が多い」「外国籍の子が多い」「発達障害の子が多い」という数値から、その児童生徒が特定されてしまう。

さらに、教科に関する平均正答率との相関があいまって、子どもたちの間にも「平均点を下げる友だち」への嫌悪感や排除の心理が働き、家庭環境に課題のある児童生徒への偏った価値観を形成しかねない。

- 18 本件調査結果を活用するため、実施機関で本件調査結果について分析し、「平成19年度全国学力・学習状況調査の小田原市の分析結果について」を作成し、広報や各学校に公表している。

- 19 以上の理由により、本件処分をしたものである。

## 第6 審査会の判断

当審査会では、実施機関が一部公開とした公文書を検分した上で、異議申立人の異議申立書、公文書一部公開理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述、並びに実施機関の公文書一部公開理由説明書、口頭意見陳述、補足資料及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件文書について

本件文書は、平成19年4月に実施された本件調査の調査結果である。本件調査は、実施要領（文部省事務次官通知「平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成18年6月20日））によると「全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。」こと及び「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。」ことを目的として、本

市内の小学校 6 学年の全児童に対する国語・算数及び中学校 3 学年の全生徒に対する国語・数学の教科に関する調査、小学校第 6 学年及び中学校第 3 学年の児童生徒を対象にした質問紙による学習状況調査（児童生徒への質問）、学校を対象にした質問紙による学習状況調査（学校への質問）を実施したものである。

本件調査の結果は、学力調査については「調査結果概況」として、小中学校ごと教科別に作成されている。その中には、小田原市教育委員会（本件調査結果においては小田原市全体の公立小学校あるいは公立中学校を表す。以下「本市全体」という。）又は市内の各学校、神奈川県（公立）、全国（公立）別に、児童生徒数、平均正答数、平均正答率（%）、中央値、標準偏差の数値が記載されている。また、学習状況調査（児童生徒への質問）については、「回答結果集計【児童質問紙】」又は「回答結果集計【生徒質問紙】」として、児童生徒別に作成されており、その中には、本市全体、神奈川県（公立）、全国（公立）別に、質問事項の回答として児童生徒が選んだ選択肢の割合が記載されている。また、学習状況調査（学校への質問）については、「回答結果集計【学校質問紙】」として、小中学校別に作成されており、その中には、本市学校数が示され、質問事項に対する回答として、学校が選択した質問の選択肢の本市内の学校数と、本市全体、神奈川県（公立）、全国（公立）の割合が記載されている。

本件調査は、文部科学省が学校の設置管理者である都道府県教育委員会及び市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等の協力を得て実施したもので、市町村教育委員会は、学校の設置管理者として調査に協力し、所管の学校に対して指示・指導・助言等をするなど調査にあたり、学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査にあたったものである。

文部科学省は、その実施要領において、「調査結果の取扱いに関する配慮事項」として、「市町村教育委員会」は、「域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。」としたうえで、なお、「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が自校の結果を公表することについても、それぞれの判断にゆだねること。」としている。

## 2 条例第8条第4号該当性について

条例第8条第4号は、「市等又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、公開しないことができると規定している。

実施機関は、本件文書を公開すると、この条例第8条第4号に該当し、次年度以降の本件調査の適正な遂行及び教育行政の適正な執行に支障があると主張している。

一方、異議申立人は、本件文書を公開することにより、公教育を実施する側と保護者や地域住民との信頼関係、協力体制の強化や、あるいは学力向上の促進等に大いに寄与することができると主張し、教育委員会、学校には説明責任があるとしたうえで、実施機関が「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとして非公開としたことは、合理的理由がないとしている。

そこで、本件文書を公開することが条例第8条第4号に該当し、「市等又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生ずるものであるか否かを検討する。

本件調査は、国を実施主体として、市町村教育委員会は学校の設置管理者として調査に協力して実施したものであり、当審査会では、実施機関の事務としての側面から検討、判断を行う。その目的は本件調査結果を把握・分析することにより、教育及び教育施策の改善を図るものであるもので、本件調査が、市等又は国等が行う事務又は事業に該当することに問題はない。また、「事務又は事業」とは、実施機関による本件調査の実施協力と限定して解することもできるが、本件調査の目的はその実施要領にあるように、教育及び教育施策の成果と課題を検証しその改善を図ること、子ども達の成長を見据えた教育行政に関する事務として実施されるものであるため、教育行政と捉えて考える。

「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」についてであるが、「当該事務又は事業の性質上」とは、「当該事務又は事業の本質的な性格をいい、具体的には当該事務又は事業の目的、その目的達成のた



めの手法などに照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する」必要がある。また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、「事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らして、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のもの」であるかを意味し、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

条例では第1条において市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすことの重要性を掲げており、第8条において公文書は原則公開と定めているのであるから、その例外である非公開事由に該当するか否かは、公にすることの公益性を考慮してもなお、公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ず、法的保護に値するほどの蓋然性があるものか否かを検討して判断すべきである。

本件情報については、異議申立人が主張するように、公開により、公教育を実施する側と保護者や地域住民との信頼関係あるいは協力関係の強化、学力向上の促進、よい意味での競争が起こることによる地域全体の学力向上が図られるなどの効果が生じる可能性もあり、本件情報の公開には利益があるとも思われる。

その一方で、公開により、教育行政に支障が生じるおそれも否定できない。さらに、教育行政とは、教育権の所在を巡って過去に対立があり、一方で国家教育権説があり他方で国民教育権説があったが、昭和51年の最高裁判決において、それは両方とも極論であり、子どもの発達のために国にも教育行政に関して裁量があり、どうバランスを取るのかが一番大事な問題であるということが示されている。こうした最高裁判決が示している教育行政の特殊性と教育行政の本質は子どもの福祉から見たバランスである、ということも前提に、以下支障が生じる可能性、及びその可能性が認められる場合には、その程度について検討する。

#### (1) 過度の競争による弊害

実施機関は、本件文書を公開すると数値のみが一人歩きしてしまい、過度の競争意識が生まれ点数至上主義となり、学校において本件調査の本来の目的である幅広い学習指導方法の改善から反れて、学力の一部分に焦点化した本件調査問題に即した指導や数値の向上に傾倒した指導が行われてしまうおそれがあり、また、保護者からそのような指導を強く要望されるおそれがあると主張し

ている。

しかし、教育行政を担う側が数値に過敏に反応して過度の競争を行うことは、そもそも非公開の理由にならないというべきである。仮に教育現場の教員が数値の向上のみに傾倒した指導を行うおそれがあるというならば、それは実施機関の人事管理、人事制度による監督権を行使して、そのような懸念を除去すべきである。

さらに、本件調査は、学力を数値によって客観化して把握することを基本目的としている。教育において学力の向上は主要な部分であり、その学力を客観的に数値化して把握することも必要である。そして、その結果として学力向上を目指して適正な競争が行われることは不適當なことではないから、数値が公開されることにより競争が促されること自体は、教育行政への弊害ではないと考えられる。問題は、その競争が度を超して過度の競争に至った場合である。では、どのような競争が過度なものか考えると、不正な手段を使って成績を上げることや、保護者が学校や特定の教員に対し不当な圧力をかけることが考えられるが、現状において、そのような問題が生じる蓋然性は認められない。

## (2) 序列化、差別化による弊害

### ア 本市全体の学力調査の平均正答率について

実施機関は、本市全体の平均正答率の数値を公開することにより、他市との比較が出て、各学校は平均正答率を上げることに走るとともに、保護者は、自分の子どもが在籍する学校はどの位置にいるのかと、学校ごとの数値の比較、競争に波及する懸念があると主張する。

しかし、本市全体の平均正答率の数値を公開すれば、市町村間での比較は可能となるが、小田原市においては、小学校25校全児童数10,918人（内調査対象児童数1,838人）、中学校12校全生徒数5,151人（内調査対象生徒数1,705人）という状況であるから、各小学校及び中学校ごとの学力状況、ましてや児童生徒個人の学力状況が明らかになるものではなく、本市内での学校間、あるいは個人間の序列化、差別化がおり、教育行政への弊害が生じる蓋然性があるとは考えがたい。現に市町村単位の調査結果を公開している自治体も存在するが、その公開によって混乱が生じたという事実は確認されていない。よって、本市全体の学力調査結果を公開

することにより、教育行政の適正な遂行に支障が及ぶとは認められない。

#### イ 学校別の学力調査の平均正答率について

実施機関は、本件文書を公開すると、学校間の学力の優劣がつけられてしまうおそれ、また、本市は古い城下町であるため、学区ごとに地域性を有しており、地域特性と学力調査の結果とを結びつけて、序列化や差別化が生じるおそれがあると主張する。さらに、本市内の中学校学区の中には、平均正答率が上位の小学校と下位の小学校とで構成される学区もあり、「できる学校」からきた生徒、「できない学校」からきた生徒といった差別感情が、児童生徒及び保護者に生じるおそれがあると主張している。では、本市内の学校別平均正答率の数値を公開した場合に、実施機関が主張するようなおそれが生じ、教育行政の適正な遂行に支障が及ぶか否か検討する。

異議申立人は、実施機関及び学校は本件調査結果を活用して、教育施策や教育内容の改善を図るのであるから、数値は固定的なものではなく変化し、適切な改善が実行されれば、学校間の学力差は縮小し全体の学力も向上するはずであり、それが全国学力調査の目的であると主張する。また、公立小中学校には入学試験が無いので、上位校に優秀な児童生徒が集中することもなく、固定的な序列化が起こる可能性はほとんど考えられないと主張する。

しかしながら、現実的に学校別の数値には開きがあり、学校別の数値を公開したことにより、市内の小中学校に順位を付け、序列化されてしまうおそれは否定できない。また、市内の各地域と小中学校の学区との結びつきというものは、いまだ認められるものがある。近年薄まってきたとはいえ、本市においては、歴史的経緯に由来する学区ごとの地域性があり、市内の学校に対する「あの学校は違う」といった社会的認識があることも否定できない。このような状況を踏まえて学校別の数値を見ると、この偏見ともいえるような社会的認識と実際の学校別の成績とを関連付けて見られ、序列化や差別化を助長するおそれが認められる。

ところで、異議申立人が公開を求めるものは、本市内の学校別平均正答率のうち、下中小学校及び橘中学校の2校分である。その2校のみを公開した場合には全国や神奈川県との比較において結果を判断される可能性はあるものの、ただちに上記のような問題は生じないとも思われる。

しかし、仮に本件で対象とされている2校の公開を認めると、本市内の他の小中学校について公開請求がされた場合にも、公開を相当とすることとなり、結果として各学校別の結果を公開することとなる。

なお、学校別平均正答率の数値の公開方法として、数値のみ公開を認め学校名を伏せて公開する方法も考えられるが、本市における地域ごとの特殊性から、この学校が上位でこの学校は下位といった市民の評価・予測・憶測を招く可能性があることから、序列化、差別化につながる可能性はあると考えられる。

次に、序列化や差別化によって、どのような弊害が生じるかについて、検討する。検討に際しては、教育行政を実施する側ではなく児童生徒の立場を尊重すべきである。本市内の中学校の中には、成績が上位の小学校からきた生徒と下位の小学校からきた生徒とで学区が構成されるところがあり、本件調査結果が公表されると、生徒間で優劣の感情が生じるおそれがある。また、さまざまな問題を抱えている学校もあり、その問題改善に向けて対応を行っている中で、このような数値が公開されると、その学校への入学を控えた子どもたちに不安感が生じたり、同校に在籍する子どもたちの学習意欲を低下させたり、保護者の学校の教育方針に対する理解を妨げるといった弊害が生じるおそれは、かなりの蓋然性を持って認められる。

さらに、本市の地域特性と学校別の成績とを関連付けて見られた場合は、それらの学校に在籍する児童生徒が劣等感を抱き、学習意欲をなくしたり、児童生徒への偏見やいじめといった弊害が生じる可能性は十分認められる。

#### ウ 学習状況調査の結果について

実施機関は、学習状況調査（児童生徒への質問）結果を公表すると数値を一覧にすることにより、自治体間の序列化につながり、生活改善まで競い合う危険があると主張する。また、学習状況調査（学校への質問）結果を公表すると、就学援助を受けている子の割合、日本語の指導が必要な子の割合、発達障害のため問題を抱える子の割合が判明し、本市の地域性から学校がある程度特定され、該当する児童生徒が特定されるおそれがあると主張する。

しかし、学習状況調査の結果から、そもそもどの学校がどの回答を選んだのか推測することは困難である。本市に固有な地域性が認められるとしても、

上記の割合と地域性との間に因果関係は認めがたい。ましてや学習状況調査の結果から個人を特定できるとは考えられない。

- (3) 以上から、本件調査結果の学校別平均正答率の数値を公表すると、学力の向上等の公益性も認められるものの、その一方で学校別に序列化や差別化がされ、それにより子どもたちに差別意識や劣等感が生じ、学習意欲の低下を招くという重大な弊害を生じるおそれが認められるため、教育行政を遂行するうえで看過し得ない程度の支障があると考ええる。他方、本件調査の学力調査について本市全体の平均正答率の数値及び学習状況調査の結果を公表することは、序列化、差別化にはつながらないと考えられる。

したがって、本件調査結果における本市全体の平均正答率の数値、学習状況調査結果については、これを公開しても条例第8条第4号にいうおそれは認められないが、本件調査結果における本市内の学校別平均正答率の数値を公開することには、条例第8条第4号にいうおそれが認められる。

以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第7 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のように審議等を行った。

| 年 月 日                      | 審 議 等 の 経 過   |
|----------------------------|---|
| 平成20年 1月28日                | 実施機関からの諮問書を受理   |
| 平成20年 2月29日                | 実施機関に対し、「公文書一部公開理由説明書」の提出を依頼                                    |
| 平成20年 3月14日                | 実施機関から「公文書一部公開理由説明書」を受理   |
| 平成20年 3月26日                | 異議申立人に対し、「公文書一部公開理由説明書」の写しを送付するとともに、「公文書一部公開理由説明書に対する意見書」の提出を依頼 |
| 平成20年 4月 8日                | 異議申立人から「公文書一部公開理由説明書に対する意見書」を受理                                 |
| 平成20年 4月10日                | 実施機関に対し、「公文書一部公開理由説明書に対する意見書」の写しを送付                             |
| 平成20年 6月24日<br>第27回情報公開審査会 | 事案の審議   |
| 平成20年 7月29日<br>第28回情報公開審査会 | 異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述の聴取、実施機関から補足資料を受理                             |
| 平成20年 8月21日<br>第29回情報公開審査会 | 事案の審議   |
| 平成20年 9月17日<br>第30回情報公開審査会 | 実施機関から補足資料を受理及び事案の審議  |
| 平成20年10月27日<br>第31回情報公開審査会 | 事案の審議   |
| 平成20年11月18日<br>第32回情報公開審査会 | 事案の審議   |
| 平成20年12月 2日                | 実施機関から「関係資料の提出について」を受領  |
| 平成20年12月 9日<br>第33回情報公開審査会 | 実施機関の口頭意見陳述の聴取及び事案の審議   |
| 平成20年12月25日                | 実施機関から「関係資料の提出について」を受領  |
| 平成21年 1月13日<br>第34回情報公開審査会 | 実施機関の口頭意見陳述の聴取、補足資料を受理及び事案の審議                                   |
| 平成21年 2月17日<br>第35回情報公開審査会 | 事案の審議   |
| 平成21年 3月12日<br>第36回情報公開審査会 | 答申案の検討  |
| 平成21年 4月20日<br>第37回情報公開審査会 | 答申案の検討  |

| 年 月 日                      | 審 議 等 の 経 過 |
|----------------------------|-------------|
| 平成21年 6月 8日<br>第38回情報公開審査会 | 答申案の検討      |

## 平成 21 年市議会 6 月定例会の概要について

会 期 6 月 11 日から 6 月 30 日まで  
 (厚生文教常任委員会開催日 6 月 19 日)

## 教育委員会関係概要

(議 案)

| 案 件                                 | 審議結果 | 備 考      |
|-------------------------------------|------|----------|
| 工事請負契約の締結について (小田原市立富水小学校屋内運動場改築工事) | 原案可決 | 概要別紙のとおり |

(予 算)

| 案 件     | 審議結果 | 備 考      |
|---------|------|----------|
| 6 月補正予算 | 原案可決 | 概要別紙のとおり |

(陳 情)

| 案 件   | 審査結果  | 備 考       |
|---|-------|-----------|
| 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択に関する陳情書              | 採 択   | 陳情書別紙のとおり |
| 国と神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情                          | 不 採 択 | 陳情書別紙のとおり |
| 「小田原駅前再開発ビル内の市立の図書館開設と図書館整備のための検討委員会設立に関する陳情書」の取り下げについて | 取り下げ  |           |
| 小田原市立の図書館整備を検討するため市民を含めた委員会設立に関する陳情書                    | 継続審査  | 陳情書別紙のとおり |
| お城通り地区再開発事業用地内の図書館開設に関する陳情書                             | 継続審査  | 陳情書別紙のとおり |

(一般質問)

別紙一覧のとおり



平成21年6月議会の概要について

一般質問（学校教育関係質問事項）

| 質問順 | 議員名 | 質問事項  | 所管課                        | NO          | 頁           |
|-----|-----|---|----------------------------|-------------|-------------|
| 2   | 武松  | 3 新型インフルエンザ対策について<br>(2) 小中学校における対応について                                   | 学校教育課                      | 1<br>～<br>4 | 1<br>・<br>2 |
| 6   | 佐々木 | 2 子育て世帯への財政支援のあり方について<br>(1) 私立幼稚園就園奨励費補助金について                            | 学校教育課                      | 5           | 2           |
| 10  | 堀村  | 1 生涯にわたる健康づくり<br>(1) 食育推進計画の策定等について                                       | (健康づくり課)<br>(農政課)<br>学校教育課 | 6           | 2           |
| 11  | 小松  | 1 国の経済危機対策等に対する本市の取組みについて<br>(1) 国の平成20年度第2次補正予算関係として<br>ウ 緊急雇用創出事業について   | (産業政策課)<br>学校教育課           | 7           | 3           |
|     |     | (2) 国の平成21年度第1次補正予算関係として<br>ア スクールニューディール構想の実現について                        | 教育総務課                      | 8           | 3           |
| 14  | 関野  | 1 オバマ米大統領のプラハで行った演説での「核兵器廃絶」について市長の見解と平和施策の拡充について<br>(2) 小田原市の平和施策の拡充について | 教育指導課                      | 9           | 3           |

一般質問（生涯学習部関係質問事項）

| 質問順 | 議員名 | 質問事項  | 所管課  | NO          | 頁           |
|-----|-----|---|------|-------------|-------------|
| 2   | 武松  | 2 小田原駅及び小田原城周辺整備について<br>(1) お城通り地区再開発事業について         | 図書館  | 1           | 4           |
|     |     | (3) 史跡指定区域内の整備について                                  | 文化財課 | 2<br>～<br>3 | 4           |
| 7   | 檜山  | 1 城址公園並びに三の丸地区周辺まちづくりについて<br>(2) 本丸・二の丸整備の今後の進展について | 文化財課 | 4           | 5           |
| 14  | 関野  | 4 放課後児童クラブの現状と拡充について                                | 青少年課 | 5<br>～<br>8 | 5<br>・<br>6 |

※ 一般質問（学校教育部）

| 議員 | NO | 答弁  | 質問要旨                                    | 答弁要旨  |
|----|----|-----|---|---|
| 武松 | 1  | 教育長 | 児童生徒及び教職員の予防対策について伺いたい。                 | 国では、新型インフルエンザに対する基本的対処方針や具体的な対応に当たっての運用指針を定めている。教育委員会では、この基本的対処方針と運用指針に基づく、国・県からの通知を基に、教育長名で「健康観察の徹底及びうがい、手洗い、咳エチケットの徹底について」各小・中学校長及び幼稚園長あてに繰り返し通知をし、学校はもとより家庭での予防の徹底に努めている。また、全児童生徒に対しては、登校する前に必ず体温測定を実施し、発熱のある場合は登校を控えるよう指導をしている。   |
| 武松 | 2  | 教育長 | 学校での感染拡大を防止するため、保健室に隔離室を設けるべきではないか伺いたい。 | 通常、学校において、授業中に発熱等により体調を壊した児童生徒については、速やかに保健室へ移動させ、養護教諭が対応しながら早急に保護者に連絡して帰宅させ、医療機関の受診を促すなどの指導に当たっている。新型インフルエンザの対応に当たっても、同様の対応を基本とし、保健室ではマスクの着用や部屋の換気に十分留意するとともに、保健室を他の児童生徒が利用している場合は、他の会議室等を使用するなど、臨機応変に対応し、感染の拡大防止に努めていくこととしている。   |
| 武松 | 3  | 教育長 | 休校等の措置を取った後どのような判断で休校を解除するのか伺いたい。       | 国では新型インフルエンザに対する具体的方針を定めた運用指針を去る6月19日に改定した。この改定では、これまでの「患者の発生の少ない地域」と「急速な患者の増加が見られる地域」の2つのグループ分けが廃止された。臨時休校等の措置やその解除については、従前は「患者の発生の少ない地域」においては市町村に一部、または全部、場合によっては都道府県全部での臨時休校等を県から学校等の設置者に要請し、その解除に当たっては、県とその自治体が1週間ごとに継続の可否を検討し判断する。また、「急速な患者の増加が見られる地域」では、季節性インフルエンザと同様の対応とし、学校等の設置者が判断するとされていたが、改定後では、県は広域での対応を含め、必要に応じ臨時休校等を要請するとされている。改定後の運用指針では、臨時休校等の解除に当たっての具体的な方針は示されていないが、学校や地域での感染の状況を見ながら、県と協議し適切に判断していきたいと考えている。 |

|     |   |  |  |
|-----|---|--|--|
| 武松  | 4 | 教育長<br>発熱していても登校してしまう児童生徒や授業中に発熱した児童生徒の対応について伺いたい。   | 先ほどご答弁したとおり、学校では、学校に登校する前に必ず体温を測り、発熱があった場合は、登校を控えるよう保護者に対して指導しており、現在、この指導は徹底されている。また、授業中に発熱した場合には、教室から保健室に速やかに移動させ、養護教諭が体温を測り、その状況に応じて保護者に連絡し、早急に帰宅させた後、発熱相談センターでの相談や医療機関の受診を促すなど指導に努めているところである。   |
| 佐々木 | 5 | 教育長<br>私立幼稚園就園奨励費補助金について、一律に支給している市単独補助の支給基準を見直すきではないか。  | 私立幼稚園就園奨励費補助制度は、国の補助金を受け、私立幼稚園に通園する幼児を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、概ね年収680万円以下の世帯に対し保育料・入園料を助成するものである。また、国庫補助の対象とならない所得制限を超える世帯や市が幼児教育施設と認める施設に通園する世帯には、市単独補助として園児1人につき一律16,200円を支給している。この市単独補助の支給基準については、一律支給ではなく、世帯の所得状況に応じた支給額とするよう、現在、来年度に向けて検討しているところであるので、ご理解を賜りたい。 |
| 堀村  | 6 | 市長<br>国の「食育基本計画」の、「食育に関心をもっている国民の割合の増加」、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」の3項目の実状把握と、それを推進するための施策及び取り組み内容について伺う。 | 1項目目の「食育に関心をもっている国民の割合の増加」は本市では把握していないが、県の食育推進計画を参考にし、今後実態把握に努めてまいりたい。2項目目の「朝食を欠食する国民の割合の減少」は、平成19年度に市内小学5年生並びに中学2年生を対象に実施した「朝食に関するアンケート」では、朝食を食べない割合は、小学5年生0.6%、中学2年生3.1%という結果だった。教育委員会では、学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する指導を効果的に行い、児童・生徒の望ましい食習慣の形成に努めている。           |

|    |   |     |   |  |
|----|---|-----|---|--|
| 小松 | 7 | 市長  | <p>現在実施している本市の緊急雇用創出事業について、事業内容・予算額・雇用人数・現在実施している事業の今後の対応について伺いたい。併せて、緊急雇用創出事業の今後の対応について伺いたい。</p> | <p>国の平成20年度第2次補正予算にある1千500億円の緊急雇用創出事業臨時特例交付金のうち、本市には7千800万円が配分された。本市では、今年度にこの配分額全額を活用し、教育分野において新規雇用者を創出する「特別支援教育等推進事業」を実施している。現在、この事業により、86名の方の新規の雇用を創出しており、来年度以降も、事業を継続していきたいと考えている。また、国の平成21年度第1次補正予算に位置づけられた緊急雇用創出事業については、現在、新規に雇用創出する事業を庁内で調整しているところである。</p>                                       |
| 小松 | 8 | 市長  | <p>国の平成21年度第1次補正予算における「スクール・ニューディール構想」について、本市の取組みはどのようなものか。</p>                                   | <p>国が推進する「スクール・ニューディール構想」は、学校施設の「耐震化」や「ICT（情報通信技術）環境の整備」、さらに、低炭素社会の実現のための「エコ化」の推進である。本市の取組みとしては、まず、「耐震化」においては、平成21年度をもって、全ての小・中学校及び幼稚園施設の耐震化が完了する予定であるが、今年度事業のうち、富水小学校屋内運動場整備事業については、その財源として、地域活性化・公共投資臨時交付金の活用を図る予定である。また、「ICT（情報通信技術）化」に関しては、全ての小・中学校及び幼稚園のデジタルテレビの整備や、小・中学校の校務用パソコン等の導入を予定している。</p> |
| 関野 | 9 | 教育長 | <p>小中学校における平和教育の現状について伺う。</p>   | <p>小中学校における平和教育の取り組みとしては、社会科で、地域の戦争体験者の話を聞いたり、様々な紛争についても資料等をもとに話し合ったりしながら、戦争の悲惨さや平和の大切さ、わが国の世界平和に果たす役割の大切さについても学習している。また、国語や英語の授業、さらには総合的な学習の時間などで、原爆や平和活動等の学習を通して、平和の大切さについて理解を深めている。こうした平和教育は、子どもたち一人ひとりの豊かな心を育むことが、平和な国際社会を築く礎につながると考えており、今後もいろいろな学習場面で子どもの発達段階に応じて、平和に関する学習指導を行っていきたい。</p>         |

※ 一般質問（生涯学習部）

| 議員 | NO | 答弁 | 質問要旨   | 答弁要旨   |
|----|----|----|--|--|
| 武松 | 1  | 市長 | 図書館の設置要望が検討委員会報告書に記載されていたが、これまでのツインライブラリー構想を見直し、図書館の配置や蔵書も含め根本的に見直す必要があると考えるが御所見を伺いたい。 | 平成2年8月に提言されたツインライブラリー構想においては、西館は資料保存・文化継承を、東館は貸し出しを主とするほか、市内全域の図書サービスの拠点として整備するとされた。これを受け、平成6年8月には川東地域にかもめ図書館を開館し、平成16年6月には市立図書館に地域資料室を開設して調査・研究の充実を図った。更に地域センターの図書室等をネットワーク化し、蔵書の一元化と利便性の向上を図ったところである。こうした中、市民ニーズの多様化や情報技術の進展など図書館を取り巻く社会環境は大きく変化していることから、公立図書館の果たすべき役割を再認識し、時代に則した本市図書館のあり方を考えていく必要があるものと認識している。 |
| 武松 | 2  | 市長 | 馬屋曲輪の二重櫓の整備を行わないのか。  | 「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」では、「曲輪の配置を明確にするために石垣、堀及び土塁の復元的整備を図ることを第1目標」として整備を進めることとしている。従って馬屋曲輪についても、まずは櫓台や土塁、馬屋・大腰掛などの保存に支障のある樹木の伐採や、櫓台の石垣や石段の復元、土塁の修復、馬屋・大腰掛跡の表示などを中心とした整備を行う予定である。ご質問の二重櫓については、建物を復元するために必要な古写真等の資料が不足していることなどから、現段階では、櫓台石垣の整備にとどめることとしている。  |
| 武松 | 3  | 市長 | 城址公園内の樹木の剪定について、「史跡小田原城跡調査・整備委員会」から提言があった植栽管理指針の内容はどのようなものか。また、城址公園の植栽についての市長の所見を伺う。   | この提言は、要約すると「城址公園周辺から天守閣や常盤木門などが展望できるように植栽を整えること。」「歴史的事実や歴史的景観にそぐわない樹木等については、順次伐採・枝打ち等により整理を進めること。」「城址公園のそれぞれのエリアにふさわしい樹木に入れ替えをはかること。」という内容である。私としては、この提言に基づき史跡らしい植栽管理を進めていきたいと考えている。現在、この提言の具体化にむけて、関係課による庁内組織を立ち上げたところであり、現状の課題整理を行い、さらに専門家の検討を経て、本年度中に市としての「管理方針」を策定し、速やかに運用していく予定である。                           |

|    |   |    |  |   |
|----|---|----|--|---|
| 檜山 | 4 | 市長 | 都市基幹公園としての性格を大切にしながら、本丸・二の丸の整備を進めていくことが大切ではないか。今後の整備の方向性について市長の見解を伺う。    | 史跡整備の基本方針は、昭和57年に策定した「史跡小田原城跡整備の理念と方針」において「小田原城跡を永久に保存管理するとともに遺構整備、保存とその活用を図りながら市民生活の中に役立て、さらには歴史的観光価値の拡大を図る」ことを基本理念としている。したがって、小田原城址公園の持つ市民の憩いの場としての機能や都市緑地としての役割などを十分に踏まえ、これからの史跡整備を進めていくつもりであるのでご理解いただきたい。 |
| 関野 | 5 | 市長 | 芦子、桜井、国府津の3クラブはそれぞれ分割されたのか。分割されたのであれば、新しい設置場所はどこか。                       | 平成21年4月から芦子、桜井、国府津の3クラブを分割した。それぞれ、小学校の校舎内に、常時、放課後児童クラブの活動に使用できる部屋、学校が授業等で使用しない時間に使用できる部屋を確保することにより、分割した。  |
| 関野 | 6 | 市長 | 現時点での入所児童数は何人か。平成21年3月時点では何人だったのか。                                       | 平成21年3月1日時点では、1,011人となっている。平成21年6月1日時点では、1,260人となっており、249人(24.6%)増加している。  |
| 関野 | 7 | 市長 | 現時点で入所児童数が70人を超える放課後児童クラブや、児童数に比較して狭い場所のクラブはどこか。また、これらのクラブに対する市の方針を伺いたい。 | 現時点で70人を超えるクラブは、富水、酒匂、千代の3クラブである。これら大規模クラブについては、これまでと同様、国の示すガイドラインに基づいた適正規模への転換を目指し、クラブの分割を進めているところである。また、児童一人当たりの施設面積については、必ずしも十分な広さが確保できていないクラブがいくつかある。これらについては引き続き、学校との調整を図りながら、クラブ環境の整備に努めていく。            |

|    |   |    |  |  |
|----|---|----|--|--|
| 関野 | 8 | 市長 | <p>現在、放課後児童クラブの入所対象は小学1年生から3年生であるが、4、5、6年生の入所についての見解を伺いたい。</p> | <p>放課後児童クラブの対象者については、児童福祉法第6条の2第2項に「おおむね10歳未満の児童」と規定されており、本市では小学3年生までとしている。お尋ねの対象学年の拡大については、入所希望者数が年々増加傾向にある中、まずは直面する課題であるクラブの分割や施設整備を進めるとともに、土曜日や夏休み等の学校休業日における受け入れ開始時間をこの7月からあらたに30分早めるなど、クラブ環境の充実を優先に考えているので、ご理解いただきたい。</p> |
|----|---|----|--|--|

## 銅門の土塀剥離について

平成21年7月10日（金）に、史跡小田原城跡の銅門の土塀の漆喰部分の一部が、幅30cm×長さ2m程度の範囲で剥離いたしました。

詳しい原因については不明ですが、同日早朝に発生した強風の影響も考えられます。

銅門は平成6年9月から復元整備工事を行い、平成9年10月に完成したものです。

今後の修復については、どのような手法でどのような範囲で行うべきなのか、文化庁と協議をした上で修復を行ってまいります。

